

**第 3 期**  
**富士見町地域福祉計画**



## 目次

第1部 総論	1
第1章 計画の策定にあたって	2
1 計画の概要	2
2 計画策定の背景	4
3 「地域共生社会」の実現に向けた動き	5
4 長野県の動き（長野県地域福祉支援計画の方向性）	6
第2章 富士見町の福祉を取り巻く状況	7
1 人口・世帯の状況	7
2 出生・死亡の状況	9
3 要支援・要介護認定者の状況	10
4 障がい者の状況	11
5 生活保護受給者の状況	12
6 地域資源の状況	13
第3章 町民アンケート・ワークショップの概要	15
1 町民アンケートの概要	15
2 町民ワークショップの概要	22
3 アンケート・ワークショップの結果からみえる課題	26
第4章 計画の基本的な考え方	29
1 基本理念	29
2 基本目標と施策体系	30
3 計画の推進	33
第2部 基本計画	35
基本目標1 福祉のこころと人を育む	36
施策1-1 福祉意識の醸成	36
施策1-2 福祉を担う人材の育成・確保	38
基本目標2 人と地域、人と人をつなぐ	41
施策2-1 交流・つながりの創出	41
施策2-2 多様な主体による支え合いの促進	44
基本目標3 健やかで自分らしい生活を支える	47
施策3-1 健康づくり・発達支援の充実	47
施策3-2 相談支援・ケアマネジメントの充実	50
施策3-3 サービス提供体制の確保と質の向上	54
施策3-4 生活支援・自立支援の充実	56
基本目標4 安全・安心な暮らしを守る	59
施策4-1 成年後見制度の利用促進と権利擁護（富士見町成年後見制度利用促進基本計画）	59
施策4-2 虐待防止対策の強化	64
施策4-3 生活困窮者対策・子どもの貧困対策の推進	66
施策4-4 安全なまちづくりの推進	68

資 料 編 .....	71
1 富士見町福祉運営委員会設置要綱 .....	72
2 富士見町福祉運営委員会委員名簿 .....	74
3 用語集 .....	75

# 第1部

# 総論

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画の概要

---

### (1) 計画策定の趣旨

近年、高齢化や単身世帯の増加、社会的孤立などの影響により、人々が暮らしていくうえでの課題は、様々な分野の課題が絡み合って「複雑化」し、また、個人や世帯において複数の分野にまたがる課題を抱えるなど「複合化」しています。

このような課題に対応していくためには、介護保険制度、障害者支援制度、子ども・子育て支援制度などの単一の制度のみでは解決が困難であり、対象者別・機能別に整備された公的支援についても、課題を世帯として捉え、複合的に支援していくことなどが必要です。また、地域の生活課題に対して、住民が主体的に解決できる力（自助）、地域住民がお互いに助け合う力（共助）、行政や社会福祉協議会などの公的サービスによる支援（公助）が、それぞれの役割や特徴を活かしながら、相互に連携・協力して取り組んでいくことが重要です。

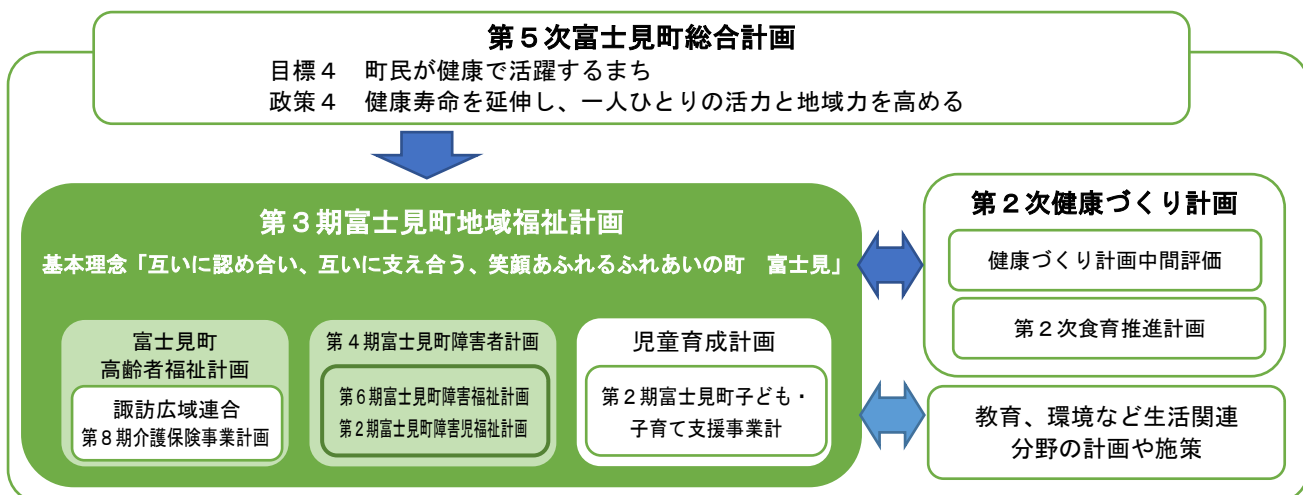
富士見町（以下、本町という。）では、平成28（2016）年度を初年度とする「第2期富士見町地域福祉計画」（以下、第2期計画という。）を策定し、「互いに認め合い、互いに支え合う、笑顔あふれるふれあいの町 富士見」とする基本理念の実現に向けて、町民一人ひとりがお互いを尊重し、理解し、相互に助け合うことのできる地域社会の実現を目指してきました。この第2期計画が令和2（2020）年度で最終年度となったことから、地域社会環境や住民ニーズの変化、これまでの地域福祉に関する取り組み状況等を踏まえ、今後の本町の地域福祉にかかる施策の基本的な方向性を明らかにするとともに、着実な取り組みを推進するため、令和3（2021）年度を初年度とする「第3期富士見町地域福祉計画」（以下、本計画という。）を策定するものです。

### (2) 計画の位置付け

本計画は、社会福祉法第107条の規定に基づき、「地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画（市町村地域福祉計画）」に位置付けられるもので、地域における高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉その他の福祉について、共通して取り組むべき事項、福祉サービスの適切な利用の推進、社会福祉の健全な発達、地域福祉活動への住民参加の促進等、地域共生社会の実現に向けた地域福祉の実現、包括的な支援体制の整備を目指す計画です。

また、町政における最上位計画である「第5次富士見町総合計画」の方向性を踏まえるとともに、福祉分野をはじめ関連分野における個別計画との整合性を図り、各分野が連携した実行性のある地域福祉の推進を図るものです。

さらに、富士見町社会福祉協議会が主体となって、地域福祉の推進に向けた取り組みを計画的に実践するための「地域福祉活動計画」としての役割も果たします。



### (3) 計画期間

本計画の期間は、令和3（2021）年度から令和8（2026）年度までの6年間とします。  
なお、社会情勢や町の状況の変化等により、必要に応じて見直しを行うものとします。

H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
第2期富士見町地域福祉計画 (平成28年度～令和2年度)					第3期富士見町地域福祉計画 (令和3年度～令和8年度)					
第3期富士見町障害者計画 平成29年度～令和2年度					第4期富士見町障害者計画 (令和3年度～令和8年度)					
第5期富士見町障害福祉計画 第1期富士見町障害児福祉計画 (平成30年度～令和2年度)					第6期富士見町障害福祉計画 第2期富士見町障害児福祉計画 (令和3年度～令和5年度)			第7期富士見町障害福祉計画 第3期富士見町障害児福祉計画 (令和6年度～令和8年度)		
富士見町高齢者福祉計画 諏訪広域連合 第7期介護保険事業計画 (平成30年度～令和2年度)					富士見町高齢者福祉計画 諏訪広域連合 第8期介護保険事業計画 (令和3年度～令和5年度)			富士見町高齢者福祉計画 諏訪広域連合 第9期介護保険事業計画 (令和6年度～令和8年度)		

## 2 計画策定の背景

---

### (1) 人口減少・少子高齢化の進行と人生 100 年時代の到来

全国的に少子高齢化・人口減少が急速に進行しています。人口減少により多くの地域では社会経済の担い手の減少を招き、地域の活力や持続可能性を脅かす課題を抱えています。さらに、今後は「現役世代の急減」という局面を迎えることとなり、社会の活力維持向上をどのように図るかが重要課題となっています。

一方で、平均寿命・健康寿命が延伸し、人生 100 年時代が到来するともいわれています。元気な高齢者が地域の担い手として活躍することが期待され、その仕組みづくりが求められています。

### (2) 人々の暮らしていくうえでの課題の複雑化・複合化

例えば、高齢の親と無職独身や障がいがある 50 代の子が同居することによる問題(8050 問題)や介護と育児に同時に直面する世帯(ダブルケア)の課題など、解決が困難な課題が浮き彫りになっています。

これらは、介護保険制度、障害者支援制度、子ども・子育て支援制度などの単一の制度のみでは解決が困難な課題であり、対象者別・機能別に整備された公的支援についても、課題を世帯として捉え、複合的に支援していくことなどが必要とされています。

### (3) 人と人とのつながりの希薄化・孤立化

暮らしにおける人と人とのつながりの希薄化などを背景として、地域・家庭・職場といった生活の様々な場において、支え合いの基盤が弱まってきています。生活に困難を抱えながらも誰にも相談できない、あるいは、適切な支援に結びつかないことなどにより、課題が深刻化しているケースが増えています。

誰もが地域社会の中で孤立せずに、その人らしい生活を送ることができるよう、人と人とのつながりを再構築し、地域社会全体を支えていくことが、これまでも増して重要となっています。



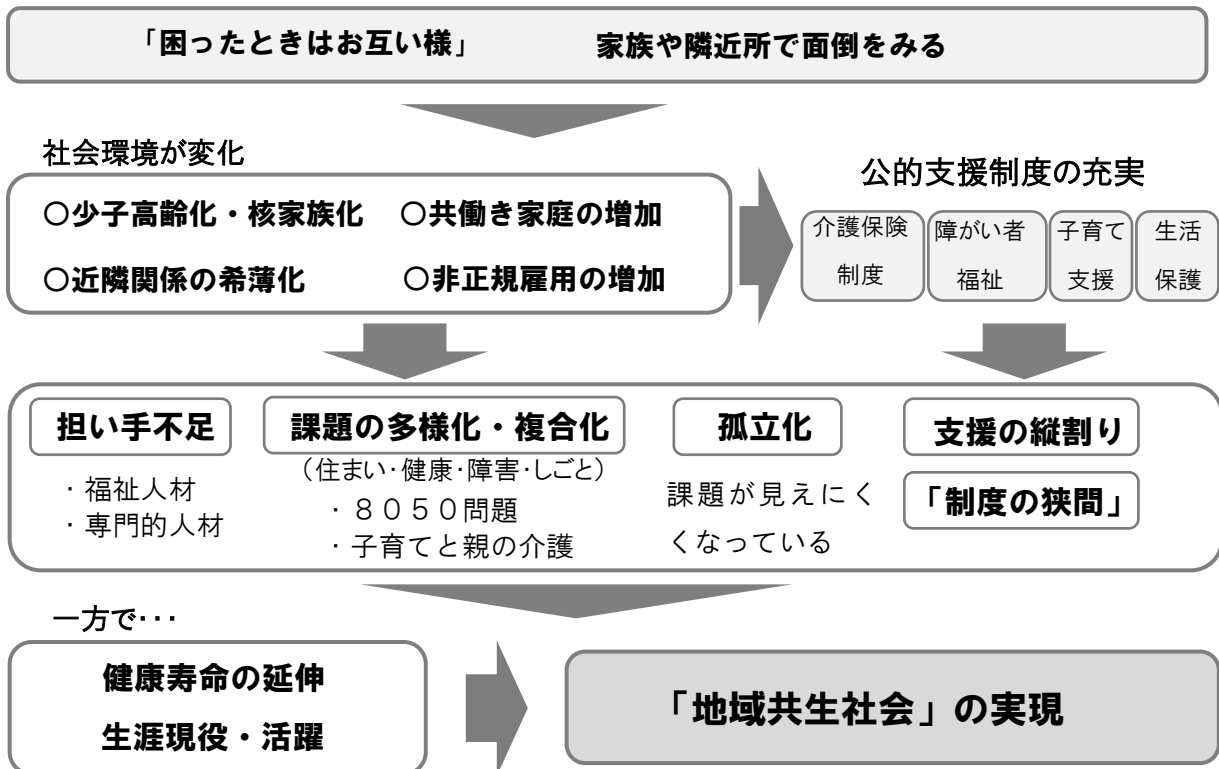
### 3 「地域共生社会」の実現に向けた動き

こうした背景のもと、国は、平成28（2016）年7月に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を設置し、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく「地域共生社会」の実現を目指しています。

また、地域共生社会の実現に向けた改革の一環として、平成29（2017）年5月に「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により社会福祉法が改正され、市町村による地域住民と行政等との協働による包括的支援体制づくり、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定が努力義務化されています。

#### ■地域福祉推進にかかる背景のイメージ

かつては……



## 4 長野県の動き（長野県地域福祉支援計画の方向性）

長野県では、地域に暮らす誰にも居場所と出番があり、ともに暮らしを支え合う地域共生社会の実現を目指すとともに、市町村地域福祉計画の達成に資するため、地域福祉の基本的な方向性を示し、様々な主体の取り組みを支援することを目的として、「長野県地域福祉支援計画」を策定しています。

計画の基本理念と施策体系は以下のとおりです。

### 【基本理念】

ともに生きる ともに創る 地域共生・信州

### 【施策体系】

#### I ごちゃまぜ社会へ向けた学びと自治の土壌づくり

- 1 地域共生社会へ向けた住民ワークショップの開催
- 2 福祉教育の充実
- 3 地域福祉と公民館活動の連携

#### II 住民主体の新しいお互いさま社会づくり

- 1 地域をつくる「人」づくり
- 2 地域共生の「交流の場」づくり
- 3 地域共生の「仕組み」づくり

#### III 包括的に機能する相談体制づくり

- 1 複合的な課題等に対応する包括的相談支援体制づくり
- 2 ソーシャルワーク機能が発揮できる体制整備
- 3 行政職員のソーシャルワーク機能の強化

#### IV 個別重点課題への対応

- ①自殺対策 ②生活困窮対策 ③災害時の住民支え合い
- ④ごちゃまぜの社会づくり ⑤外国籍県民等への支援 ⑥再犯防止
- ⑦高齢者・障がい者・子ども等の地域生活課題への対応

#### V 暮らしを支える取り組み

- ①福祉のまちづくりの推進 ②権利擁護 ③福祉人材の確保育成
- ④住宅確保対策 ⑤買い物支援等地域の生活課題対策
- ⑥福祉サービスの質の向上

## 第2章 富士見町の福祉を取り巻く状況

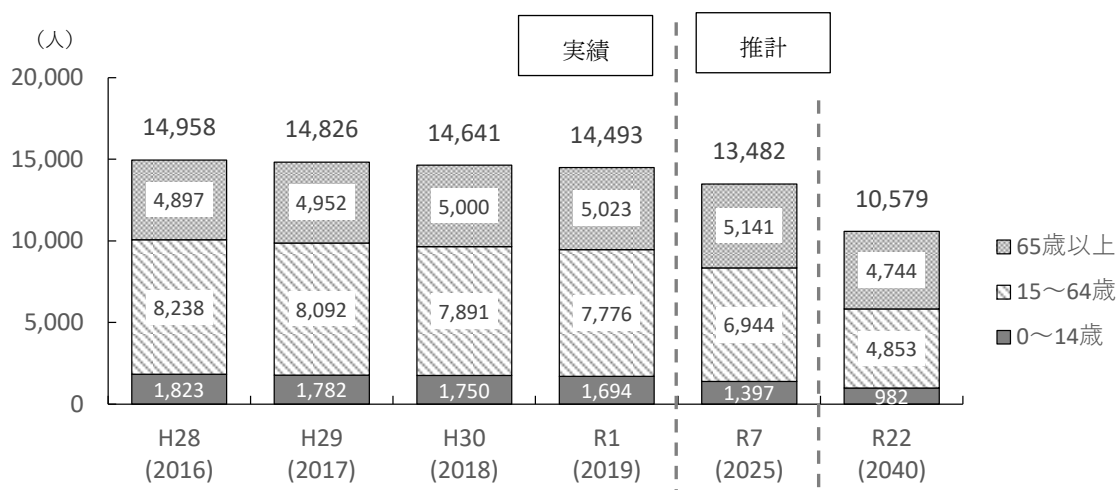
### 1 人口・世帯の状況

#### (1) 人口の推移

本町の総人口は減少傾向にあります。高年齢人口は増加してきており、令和元（2019）年10月時点で高齢率が34.7%と3人に1人以上が高齢者となっています。今後も高齢化が進み、団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22（2040）年には高齢化率が44.8%まで上昇すると推計されています。

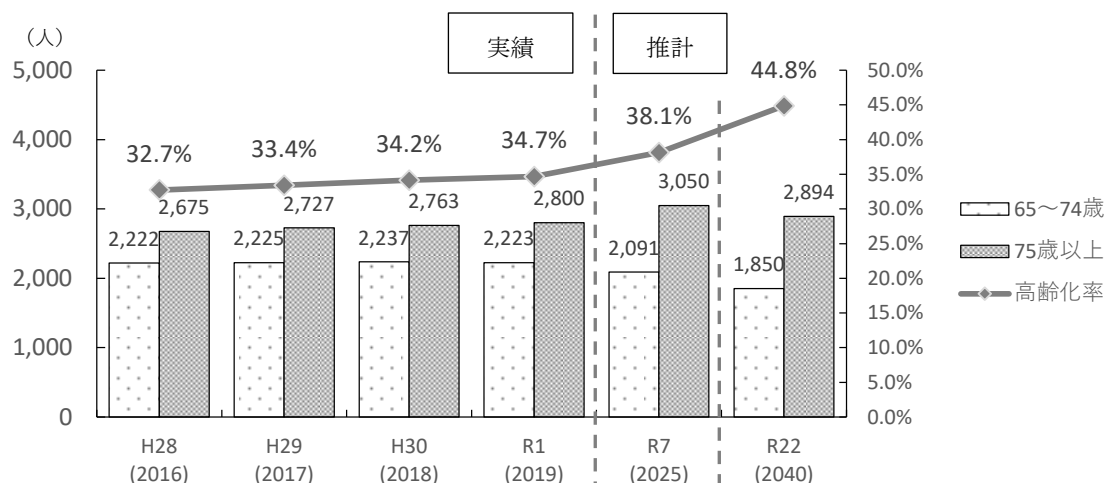
特に75歳以上の後期高齢者が増加傾向にあることから、元気な高齢者も含め、地域全体で支え合う体制づくりを進めていく必要があります。

■年齢3区分別人口の推移・推計



出典：住民基本台帳人口（各年10月1日現在）R7、R22はコーホート変化率法による推計値

■前期・後期別高齢者数及び高齢化率の推移・推計



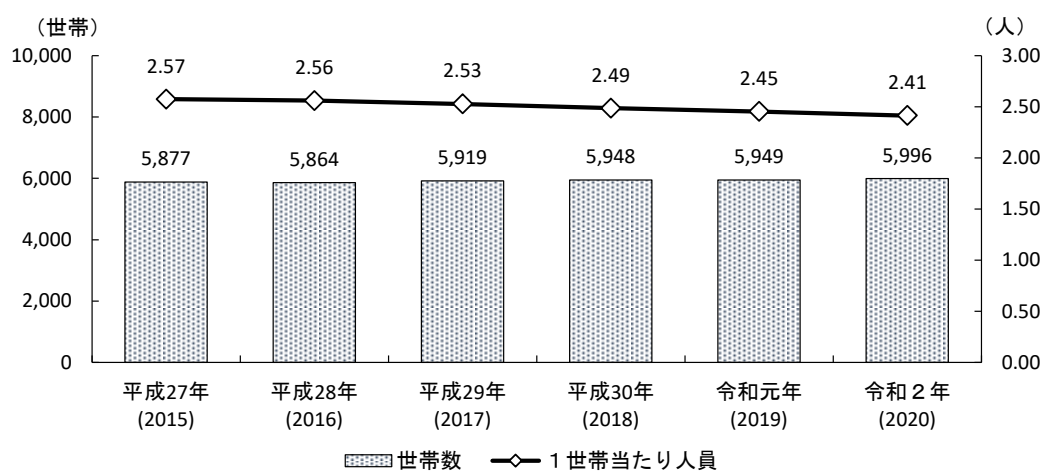
出典：住民基本台帳人口（各年10月1日現在）R7、R22はコーホート変化率法による推計値

## (2) 世帯の状況

住民基本台帳をもとに本町の世帯の状況をみると、世帯数は増加傾向にあります。総人口は減少傾向にあることから、1世帯当たり人員は減少してきており、核家族化、ひとり暮らし世帯の増加がうかがえます。

国勢調査により世帯構成別の世帯数・割合をみると、平成22(2010)年から平成27(2015)年にかけて、核家族世帯、高齢夫婦世帯、高齢単身者世帯、ひとり親世帯の世帯数、割合が増加しています。

### ■世帯数及び1世帯当たり人員の推移



出典：住民基本台帳人口（各年1月1日現在）

### ■世帯構成別世帯数・割合の推移

	世帯数		割合	
	H22	H27	H22	H27
一般世帯数	5,620	5,384	-	-
うち核家族世帯	3,041	3,108	54.1%	57.7%
うち高齢夫婦世帯	770	835	13.7%	15.5%
うち高齢単身者世帯	582	671	10.4%	12.5%
うち母子世帯	51	58	0.9%	1.1%
うち父子世帯	7	11	0.1%	0.2%

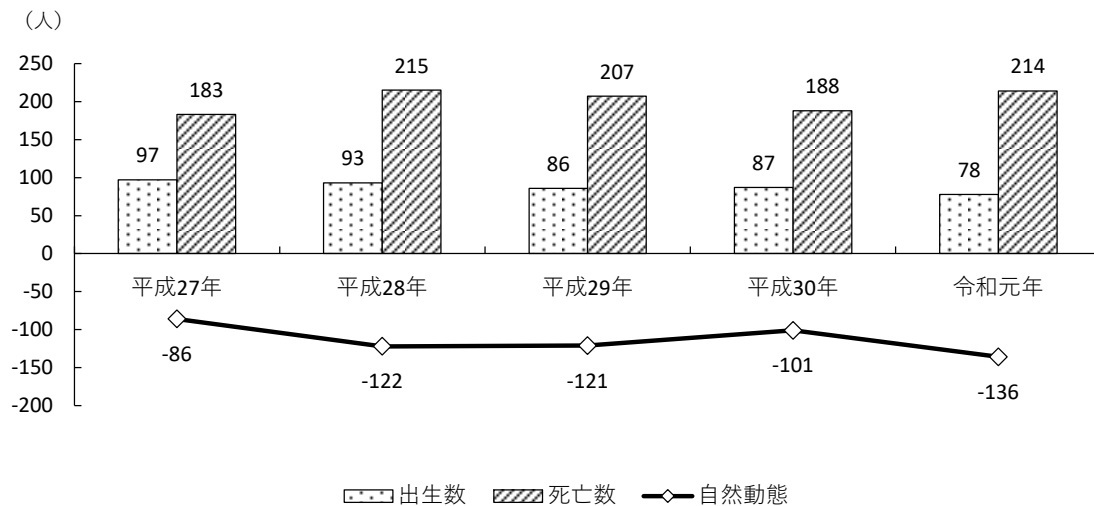
出典：国勢調査（各年10月1日現在）

## 2 出生・死亡の状況

### (1) 出生数・死亡数

本町の出生数は減少傾向にあり、平成27年の97人から令和元年には78人まで減少しています。死亡数は200人前後で推移しており、自然動態（出生数-死亡数）のマイナス幅が大きくなっています。

■ 出生数・死亡数の推移

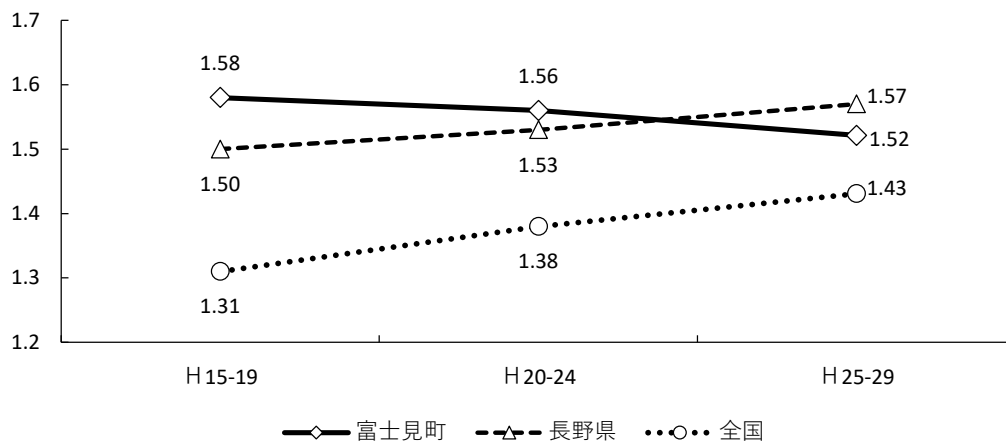


出典：毎月人口移動調査（各年1月～12月）

### (2) 合計特殊出生率

合計特殊出生率の推移をみると、全国、長野県が上昇傾向にある中、本町の合計特殊出生率は減少してきており、平成25（2013）年から平成29（2017）は1.52と長野県を下回っています。

■ 合計特殊出生率（ベイズ推定値）の推移

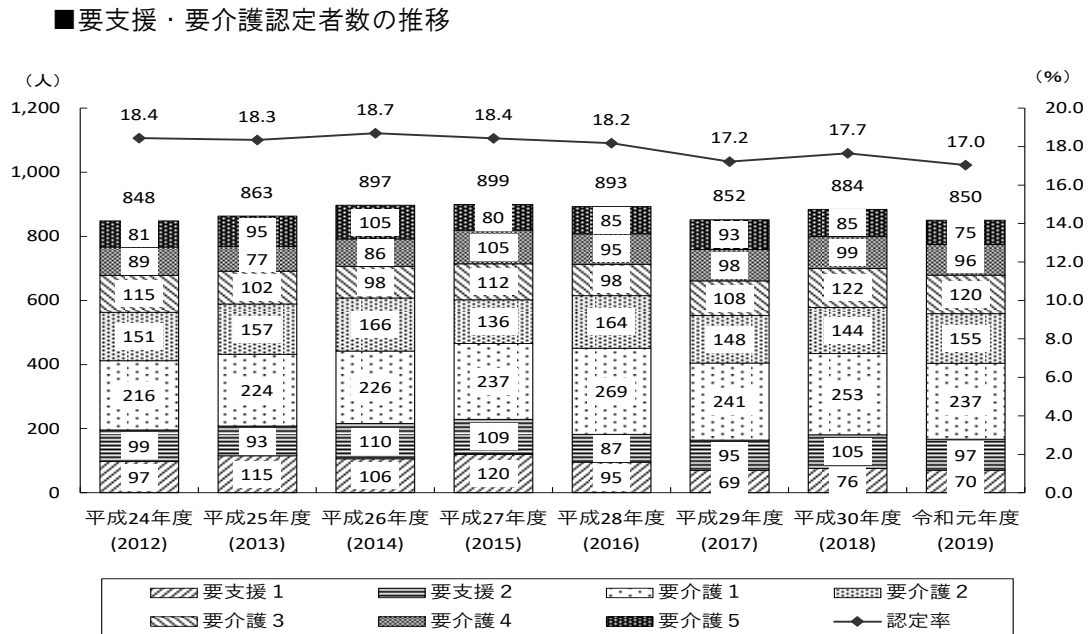


出典：人口動態統計特殊報告

### 3 要支援・要介護認定者の状況

#### (1) 要介護認定者数

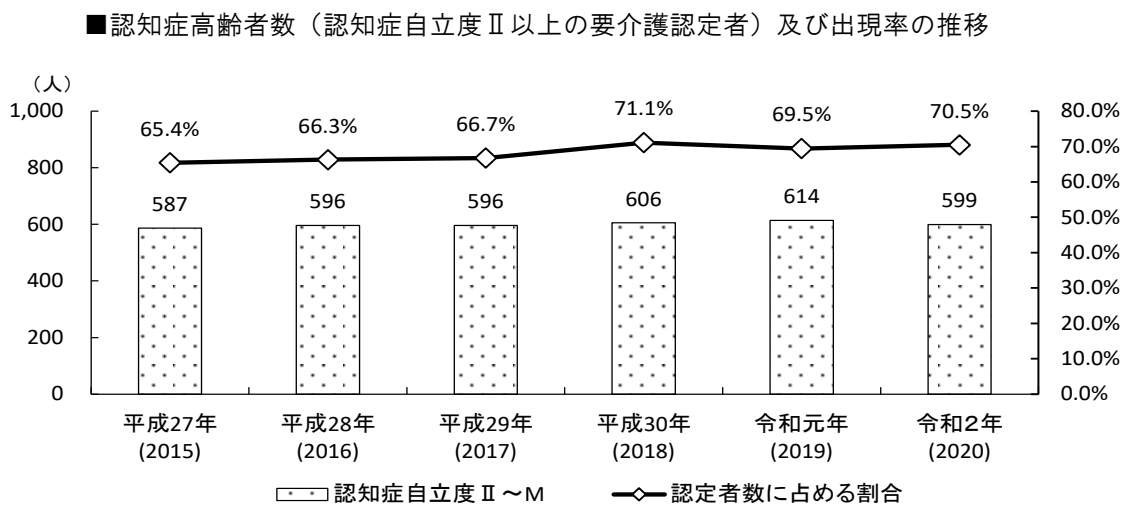
本町の要支援・要介護認定者数は、令和元年度末現在で 850 人、認定率は 17.0% となっています。ここ数年の推移をみると認定者数、認定率ともに減少傾向にあります。



出典：介護保険事業状況報告（各年度末 3 月 31 日現在）

#### (2) 認知症自立度

介護認定調査において、認知症高齢者の日常生活自立度がⅡ以上と判定された人の数は 600 人前後で推移しています。認定者数に占める割合は増加傾向にあり、令和 2 年で 70.5% となっています。



※認定調査時点の認知症自立度。認定者数に占める割合の母数は、各年 3 月 31 日現在の認定者数

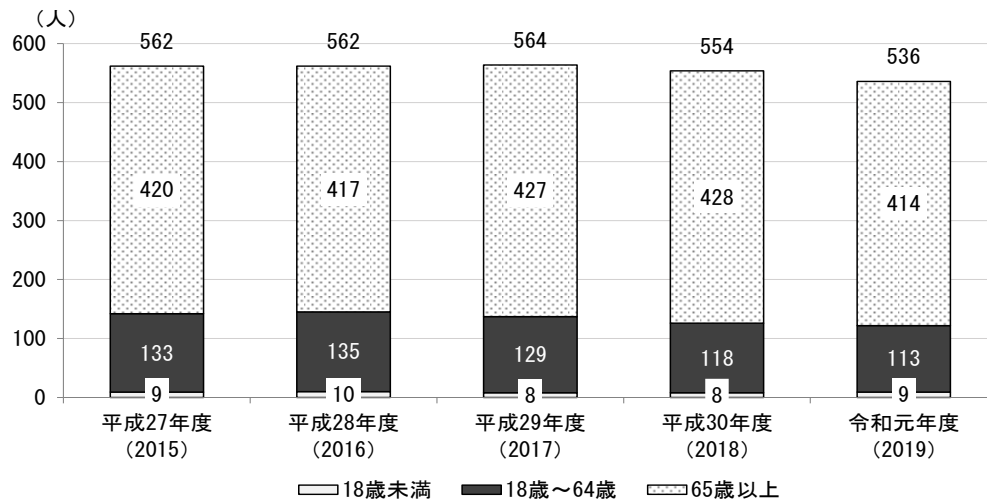
出典：介護保険認定情報

## 4 障がい者の状況

### (1) 身体障害者手帳所持者の状況

身体障害者手帳所持者数は減少傾向にあります。年齢区分別にみると、18歳～64歳、65歳以上において減少傾向にあり、令和元年度（2019）の所持者数は18歳未満が9人、18歳～64歳が113人、65歳以上が414人と約8割が高齢者となっています。

■年齢別\_身体障害者手帳所持者数の推移

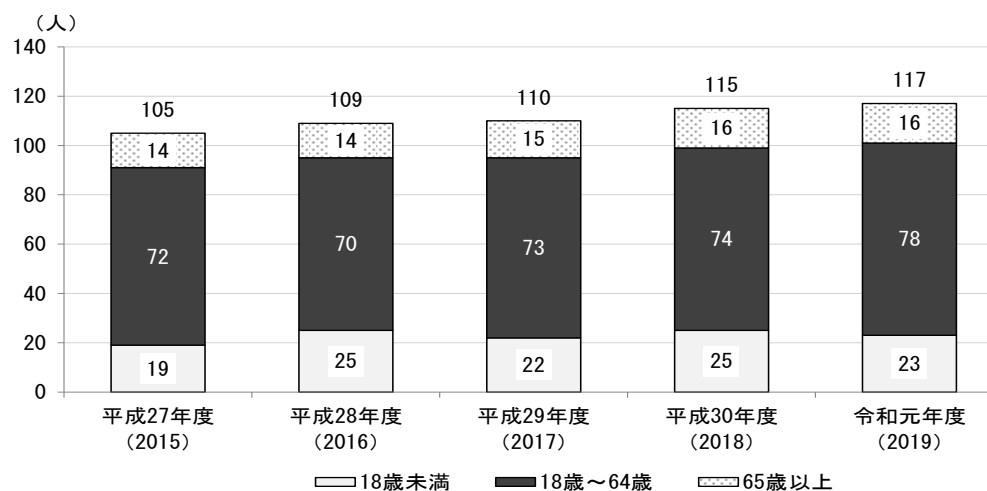


出典：富士見町 住民福祉課（各年度末現在）

### (2) 療育手帳所持者の状況

療育手帳所持者数は増加傾向にあります。年齢別にみると、18歳未満は増減をしながら推移し、18歳～64歳、65歳以上は増加傾向となっています。

■年齢別\_療育手帳所持者数の推移

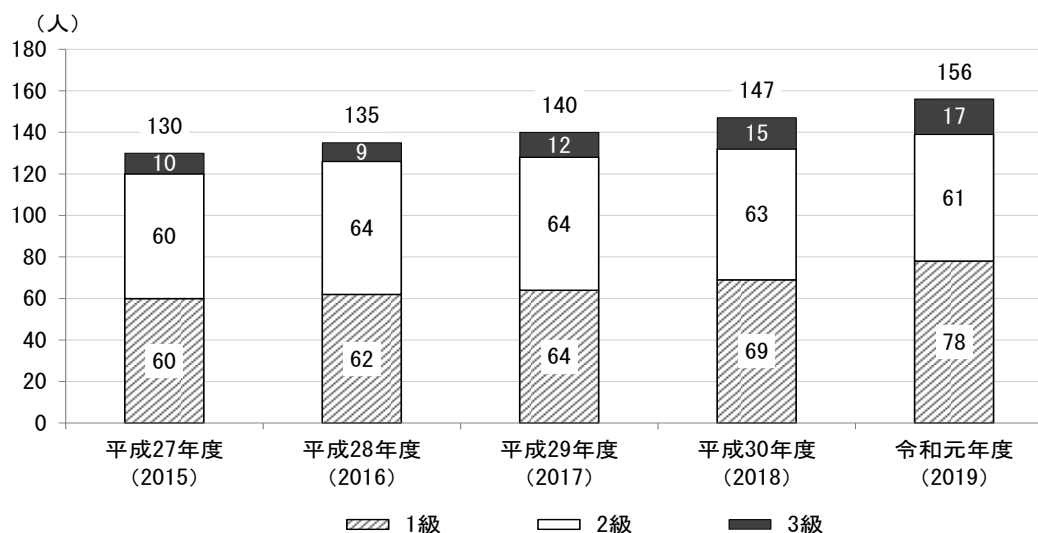


出典：富士見町 住民福祉課（各年度末現在）

### (3) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあります。等級別にみると、平成27年度(2015)から令和元年度(2019)の5年間で2級(中度)は平成28年度(2016)、平成29年度(2017)をピークに減少、1級(重度)、3級(軽度)は増加傾向となっています。

■等級別\_療育手帳所持者数の推移



出典：富士見町 住民福祉課（各年度末現在）

## 5 生活保護受給者の状況

本町の生活保護受給者は平成30年度末現在で24世帯、27人となっています。そのうち16世帯が高齢世帯となっており、高齢世帯の受給者が増加傾向にあります。

■生活保護受給世帯数・人員の推移

	保護世帯数	人員	保護率 (人口千対)	世帯種類			
				高齢	母子	傷病障害	その他
H26	23	27	1.8	11	0	7	5
H27	22	26	1.8	12	0	5	5
H28	26	31	2.2	14	0	8	4
H29	25	30	2.1	16	0	4	5
H30	24	27	1.9	16	2	4	2

出典：諏訪地方統計要覧（各年度末現在）※H27については確認のうえ修正



## 6 地域資源の状況

### (1) 福祉施設等

町内にある福祉施設は以下のとおりです。

#### ■児童福祉・子育て支援施設

区分	施設名	所在地
町立保育園	西山保育園	富士見
	富士見保育園	富士見
	本郷保育園	立沢
	落合保育園	落合
	境保育園	境
事業所内保育園	すずらん保育園	落合
信州型自然保育認定団体	野外保育 森のいえ“ぼっち”	乙事
児童クラブ	富士見小学校児童クラブ	富士見
	本郷小学校児童クラブ	立沢
	境小学校児童クラブ	境
	諏訪養護学校学童クラブ	富士見
地域子育て支援拠点	子育てひろば「A i A i」	乙事
子育て援助活動支援	ファミリー・サポート・センター	落合
病児・病後児保育	富士見高原病院	富士見

#### ■高齢者・介護保険関係施設

区分	施設名	所在地
特別養護老人ホーム	恋月荘	境
	紅林荘	富士見
通所介護施設	富士見町社会福祉協議会ふれあい通所介護事業所	富士見
	紅林荘デイサービスセンター	富士見
	富士見町社会福祉協議会清泉荘通所介護事業所	境
	デイサービスセンターかがやき	境
	宅幼老所ひなたぼっこ	富士見
	机デイサービス恵福の家	落合
通所リハビリ施設	あららぎ	落合
老人保健施設	あららぎ	落合
小規模多機能型	小規模多機能居宅介護事業所一本松の家	立沢
地域包括支援センター	富士見町地域包括支援センター	落合
認知症高齢者対応型 グループホーム	グループホームやまゆり	富士見
	グループホームひなたぼっこ	富士見

区分	施設名	所在地
サービス付き高齢者向け住宅	ハッピーライフあくしす	富士見
生活支援ハウス	生活支援ハウスひだまり	境

#### ■障がい者福祉施設

区分	施設名	所在地
障害者支援施設	しらかば園	落合
就労継続支援B型	びっぴ	境
	もくもく	境
就労継続支援A型	働くぞうさん	富士見
	就労継続支援A型事業所「Jumpin'」	落合
生活介護	WAKUWAKU ぞうさん	富士見
	しらかば園	落合
自立訓練（生活訓練）	アートカレッジちやお	境
放課後等デイサービス	放課後等デイサービスひなたぼっこ	富士見
共同生活援助	富士見町グループホーム	落合
地域活動支援センター	富士見町地域活動支援センター赤とんぼ	富士見
自主活動団体	八ヶ岳南の学校	境

## （２）民生委員・児童委員

民生委員・児童委員（民生児童委員）は、令和元（2019）年度末で43人、うち主任児童委員は3人となっています。相談件数は令和元（2019）年度が838件で、高齢者に関する相談が全体の約6割となっています。活動日数は令和元年度が5,427日で、1人平均126日となっています。

		平成29年度	平成30年度	令和元年度
分野別 相談・支援件数	高齢者に関すること	550	568	500
	障害者に関すること	17	52	28
	子どもに関すること	55	69	90
	その他	215	252	220
	計	837	941	838
その他の 活動件数	調査・実態把握	1,012	1,044	944
	行事・事業・会議への参加協力	1,480	1,509	1,247
	地域福祉活動・自主活動	1,556	1,591	1,496
	民児協運営・研修	1,037	1,030	1,112
	証明（調査・確認等）事務	69	59	87
	要保護児童の発見の通告・仲介	2	4	3
活動日数		5,766	5,599	5,427

出典：民生委員活動報告

# 第3章 町民アンケート・ワークショップの概要

## 1 町民アンケートの概要

### (1) 実施概要

地域福祉推進の主体である町民の地域福祉に対する意識や生活の状況、福祉活動に対する考え方等を把握し、計画策定の基礎資料とするため、アンケート調査を実施しました。実施概要は以下のとおりです。

- 調査対象：本町在住の20歳以上の方1,000人を無作為抽出
- 調査期間：令和2年9月4日～令和2年9月25日
- 調査方法：郵送配付・回収
- 配付・回収：

種別	配付数	回収数	回収率
合計	1,000票	591票	59.1%

### (2) 集計結果の概要

#### ① 住みよさについて

町の住みやすさについて、「住みやすい」が39.3%、「どちらかといえば住みやすい」が48.6%で、合わせると約9割の人が『住みやすい』と回答しています。前回調査と比較すると、「住みやすい」が増加しており、より高い評価となっています。

#### ■現在の富士見町の住みやすさ



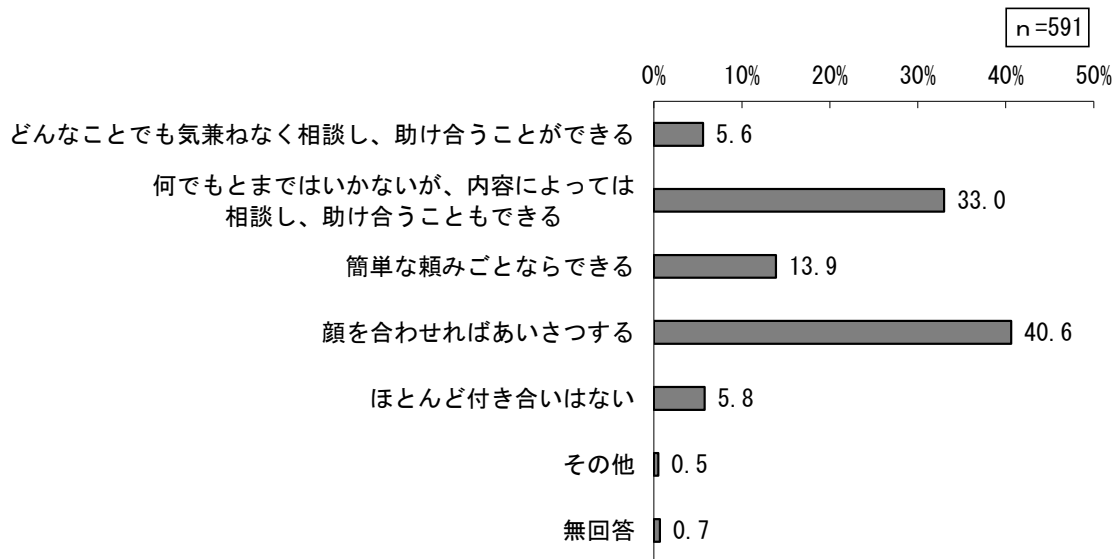
カテゴリー名	今回	前回	増減
住みよい	39.3	30.3	9.0
どちらかといえば住みよい	48.6	54.2	-5.6
どちらかといえば住みにくい	8.8	10.3	-1.5
住みにくい	1.9	2.5	-0.6
無回答	1.5	2.7	-1.2

## ②近所付き合いについて

近所の人との付き合いの程度について、「顔を合わせればあいさつする」が40.6%で最も高くなっています。前回と比べて8ポイント増加しており、近隣関係の希薄化がうかがえます。

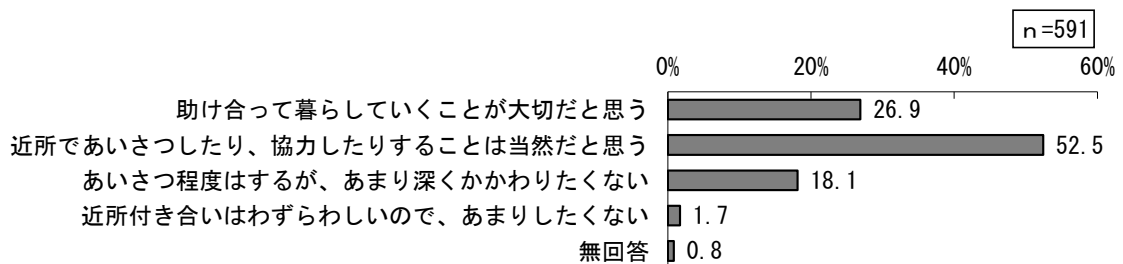
一方、近所付き合いに対する考え方は、「近所であいさつしたり、協力したりすることは当然だと思う」が52.5%で最も高く、次いで「助け合って暮らしていくことが大切だと思う」(26.9%)となっており、8割近くの人が近所付き合いを肯定的に捉え、大切に考えていることがわかります。

■となり近所や地域の人との付き合いの程度



カテゴリー名	今回	前回	増減
どんなことでも気兼ねなく相談し、助け合うことができる	5.6	8.8	-3.2
何でもとまではいかないが、内容によっては相談し、助け合うこともできる	33.0	35.5	-2.5
簡単な頼みごとならできる	13.9	17.4	-3.5
顔を合わせればあいさつする	40.6	32.6	8.0
ほとんど付き合いはない	5.8	4.4	1.4
その他	0.5	0.0	0.5
無回答	0.7	1.3	-0.6

■となり近所や地域の人との付き合いの程度

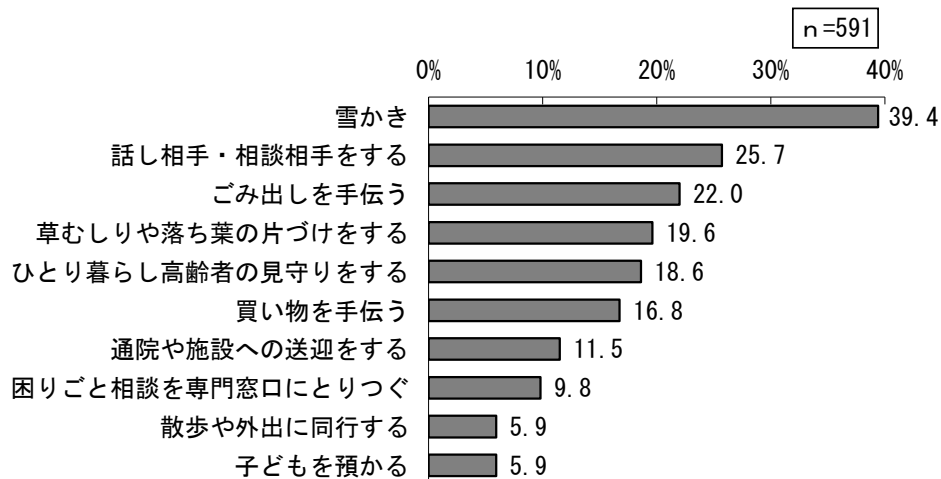


### ③ 支え合い、ボランティア活動について

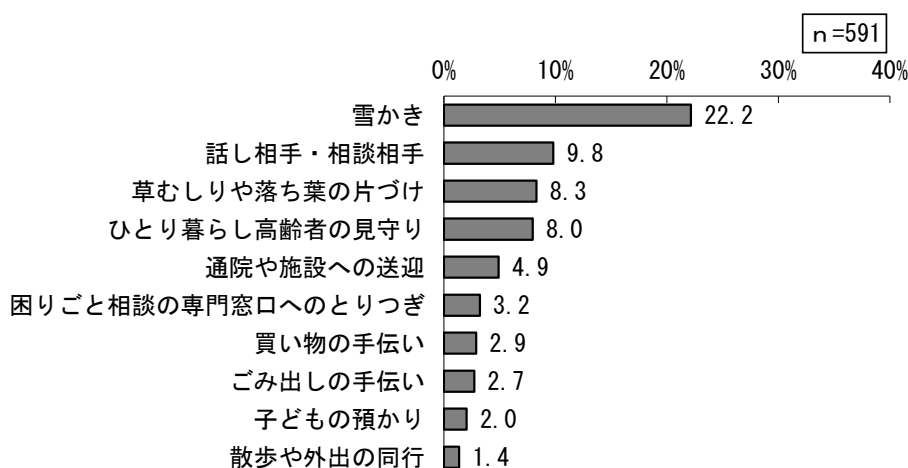
近所のひとり暮らし高齢者や障がいのある人、子育て世帯等に対して手助けできることについて、「雪かき」、「話し相手・相談相手をする」、「ごみ出しを手伝う」の順に高くなっています。また、地域の人に手助けしてほしいことについても、手助けできることと同じ項目が上位にきています。

ボランティアへの参加状況では、条件さえ整えば参加したいとする人が減少し、参加するつもりはないとする人の割合が増加しています。参加するための条件として「自分にあつた時間、内容であること」の割合が最も高く、参加しない理由として「仕事や家事が忙しいから」の割合が最も高くなっており、参加に際して時間的な制約が大きいことがうかがえます。

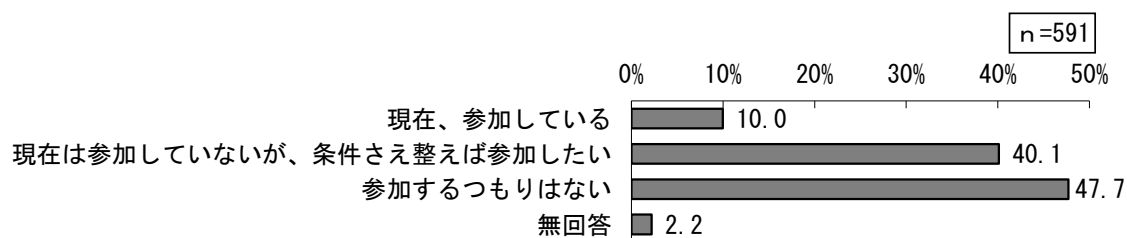
■ 地域で手助けできること【上位 10 項目】（複数回答）



■ 地域の人に手助けしてほしいこと【上位 10 項目】（複数回答）

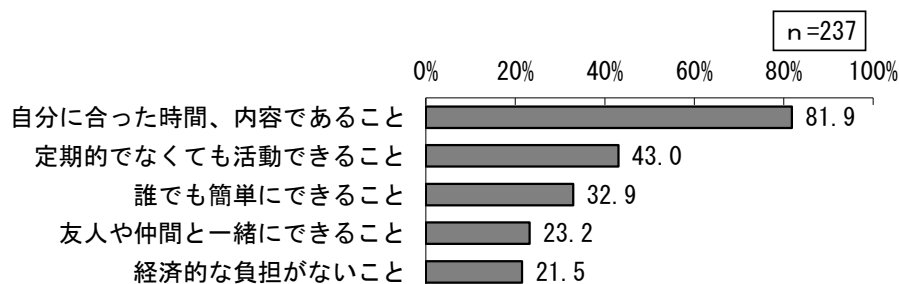


■ ボランティア活動への参加状況

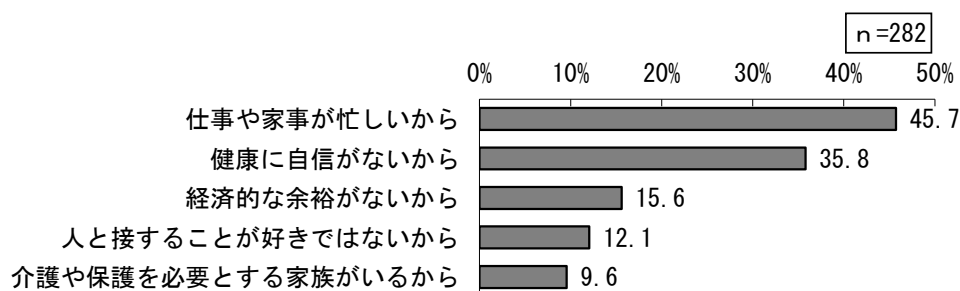


カテゴリー名	今回	前回	増減
現在、参加している	10.0	11.3	-1.3
現在は参加していないが、条件さえ整えば参加したい	40.1	51.0	-10.9
参加するつもりはない	47.7	30.9	16.8
無回答	2.2	6.9	-4.7

■ ボランティアに参加するための条件【上位5項目】（複数回答）



■ ボランティアに参加しない理由【上位5項目】（複数回答）

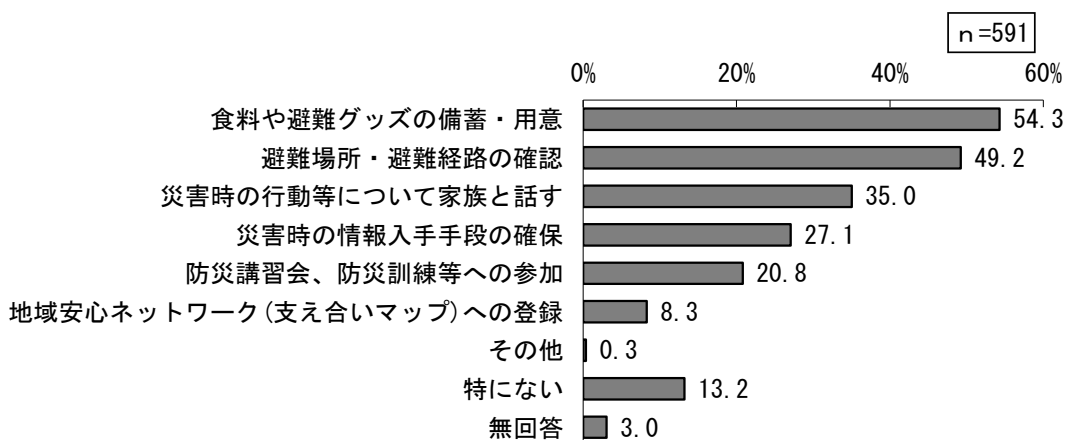


#### ④災害対策について

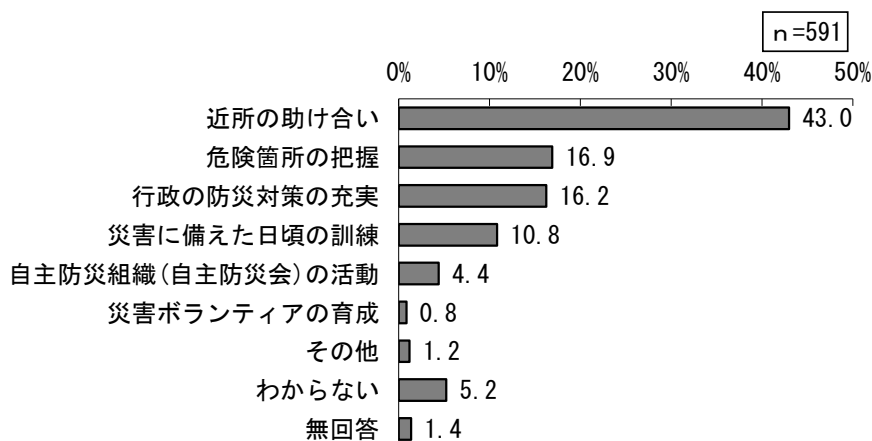
災害に備えて取り組んでいることについて、「食料や避難グッズの備蓄・用意」が54.3%で最も高く、次いで「避難場所・避難経路の確認」(49.2%)、「災害時の行動等について家族と話す」(35.0%)と続いています。

災害に対して地域で最も重要なことについては、「近所の助け合い」が43.0%で最も高くなっています。また、災害時に避難支援が必要な人についての地域での情報共有の考え方について、「平時から隣近所で共有していることが重要である」が49.2%で最も高くなっており、災害時には隣近所で助け合うことを重要視している人が多いことがわかります。

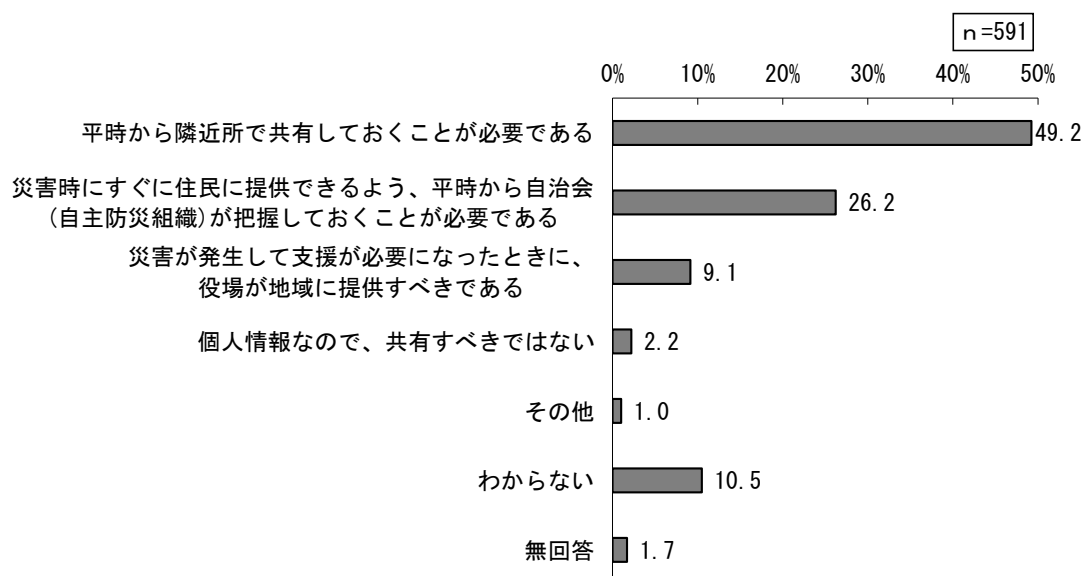
##### ■災害時に備えて取り組んでいること（複数回答）



##### ■災害時に対して地域で最も重要だと思うこと



■災害時に避難支援が必要な人の地域での情報共有に対する考え方

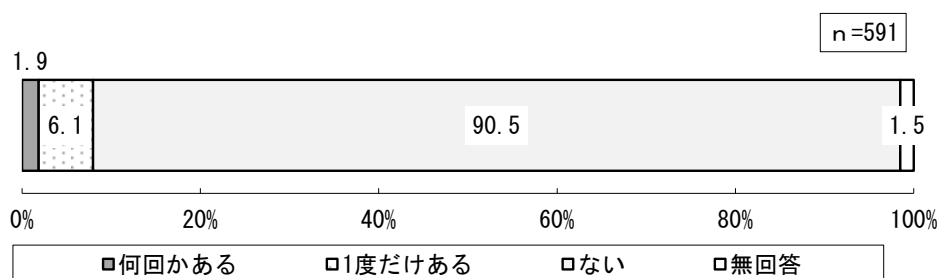


⑤権利擁護について

ここ数年間で詐欺の被害や騙されそうになった経験について、年齢にかかわらず1割弱の人が『ある』と回答しており、誰もが被害に遭う可能性を示唆しています。

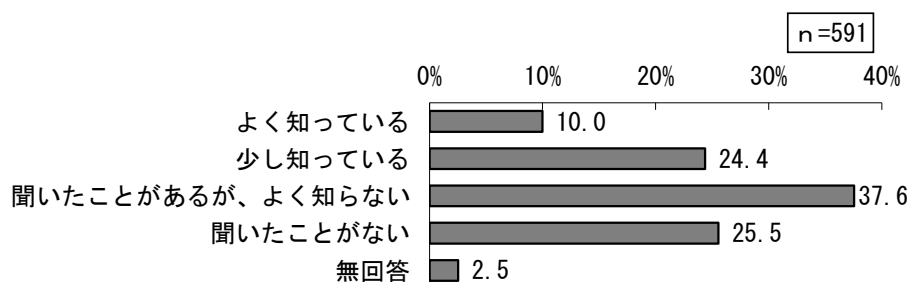
成年後見制度については、「聞いたことがあるが、よく知らない」が37.6%で最も高く、「聞いたことがない」(25.5%)と合わせると6割以上となっています。認知症などで判断が十分にできなくなった場合の利用意向では、「わからない」が42.1%で最も高く、「利用したいと思う」は36.2%となっています。「利用したいと思う」人に、後見人になってもらいたい人をうかがったところ、「家族・親せき」が81.3%で圧倒的に高く、次いで弁護士や司法書士、社会福祉士などの「専門職」(32.2%)、「社会福祉協議会」(14.0%)と続いています。市民後見人としての活動意向については、47.7%の人が「活動したいと思わない」と回答し、「活動したいと思う」は1.9%、「関心はあるが、自分にできるか不安」が47.7%となっています。

■ここ数年間で詐欺の被害や騙されそうになった経験の有無

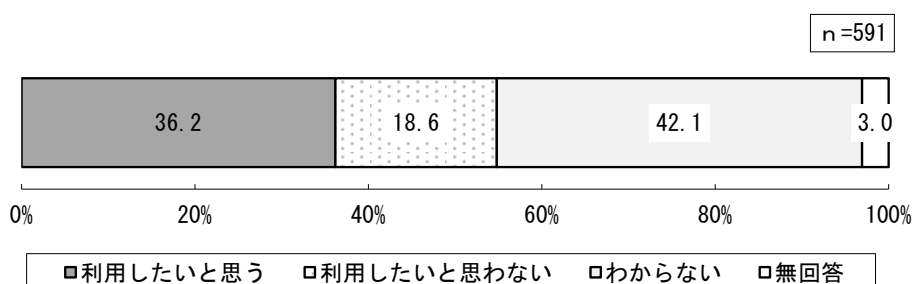




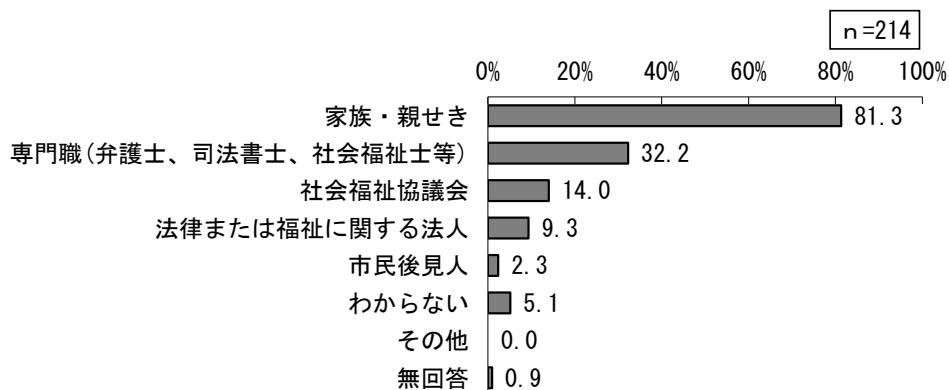
■ 成年後見制度の認知度



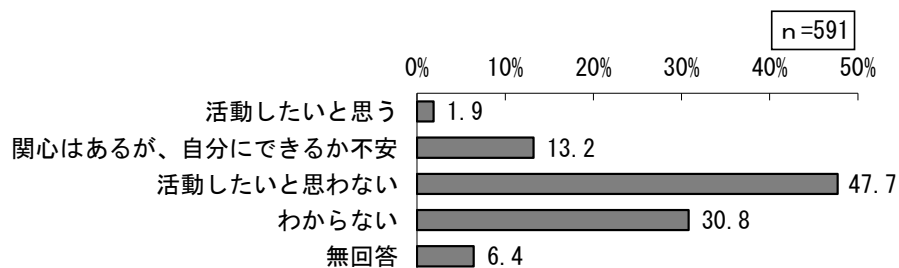
■ 認知症などで判断が十分にできなくなったときの成年後見制度の利用意向



■ 成年後見制度を利用する場合に後見人になってほしい人



■ 市民後見人としての活動意向



## 2 町民ワークショップの概要

### (1) 実施概要

開催日	令和2年9月24日・25日（各地区1回2時間程度）
会場	旧落合小学校 体育館
参加人数	境地区：7名 落合地区：8名 富士見地区：7名 本郷地区：8名 ※参加者には、町民の方に事前アンケートを実施し、持ち寄っていただきました。
テーマ	「富士見町の福祉のまちづくりってこんなこと」

### (2) 意見まとめ

#### 【キャッチフレーズ】

「自然と人情豊かな富士見町」・「きずなから生まれる 素敵で温かい富士見町」

#### 【キーワード】

##### 「つながり」「つなげる」

- ・人と人とのつながりが富士見町の強み
- ・「してほしい」に気づき、「したい」につなげる仕組みづくり
- ・横のつながりだけでなく、縦や斜めのつながりがあるといい

##### 「居場所」「コミュニケーション」

- ・自分らしく過ごせる居場所、ふと立ち寄れる居場所づくり
- ・小さな集まりでもいい、話すことで共有し、共感し、違いを理解する
- ・新しい生活様式の中での居場所・コミュニケーションの在り方

##### 「ほどほど」「ちょっと」

- ・人と人とのほどよい距離感・関係性
- ・自然と都市との共生、不便と便利の共存
- ・「ちょっと」したことへの支え合いがあるまち

##### 「支え手」「わが事」

- ・多様な主体、様々な世代の地域での活躍の場・役割の創出
- ・自分事のように考えることができるような取り組みが重要
- ・「支えたい」「活動したい」気持ちを行動に移すきっかけ・仕組みづくり

【目指す方向性】(事前アンケート調査より)

富士見町の自慢・好き なところ	<input type="checkbox"/> 豊かで美しい自然、きれいな水・空気・星 <input type="checkbox"/> スキー場、トレッキングなど自然を活かしたレジャー施設 <input type="checkbox"/> 小さな町だが商店も充実し、割と便利。 <input type="checkbox"/> 首都圏も近く、ほどほどの田舎 <input type="checkbox"/> 人のあたたかさ、やさしさ、 <input type="checkbox"/> 縄文文化など他に誇れる歴史文化がある
うれしかたこと・あり がたいと感じたこと	<input type="checkbox"/> 地域の人とのあいさつや声をかけてくれること <input type="checkbox"/> 野菜や花をいただいたり、あげたりすること <input type="checkbox"/> 常日頃、気遣ってくれる、心配してくれる人がいる <input type="checkbox"/> 若い人に名前と呼ばれたり、頼られたりすること
楽しそうな集まり	<input type="checkbox"/> サロン、各種教室、趣味のサークル <input type="checkbox"/> 各種イベント、祭り、地域の行事
パワーの源	<input type="checkbox"/> 自然の力 <input type="checkbox"/> 家族の協力・後押し <input type="checkbox"/> 友人・仲間との交流・コミュニケーション <input type="checkbox"/> 健康・笑顔・元気であること <input type="checkbox"/> 地域の人とのつながり <input type="checkbox"/> 誰かの役に立つこと、感謝されたり喜ばれたりすること
居心地のいい場所	<input type="checkbox"/> 静かな場所、リラックスできる場所 <input type="checkbox"/> 自然があり、景色がいい場所 <input type="checkbox"/> 気心が知れた仲間がいること <input type="checkbox"/> ほどよい距離感が保てる場所 <input type="checkbox"/> 安全に安心して過ごせる場所 <input type="checkbox"/> 自分のやりたいことができる場所
暮らしを支えるため に必要なこと・守って もらいたい権利	<input type="checkbox"/> 収入、住居、食、健康な体 <input type="checkbox"/> 移動手段、医療・福祉 <input type="checkbox"/> 人との関わり、家族の絆、仲間 <input type="checkbox"/> 安全とプライバシー
新しい生活様式での 気づき	<input type="checkbox"/> これまでの日常・当たり前のありがたさ <input type="checkbox"/> リモートやオンラインでもいろいろとできること <input type="checkbox"/> 人とのつながり、人を思いやる気持ちの大切さ

## 【各地区グループワークの意見まとめ】

<p>【境地区】</p> <p>○「<u>自然と人情豊かな町 富士見</u>」</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・豊かな自然、人の良さがパワーの源</li><li>・この豊かな自然、人とのつながりを守り、育んでいくことが重要</li></ul> <p>○<u>地域の中の居場所</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・気心が知れた仲間と楽しく過ごせる、風通しのよい「居場所」</li><li>・安心できる、認めてもらえる、干渉され過ぎない、挑戦できる「居場所」</li></ul> <p>○<u>人と人とのつながり</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・「畑」を通じたつながりがある。</li><li>・お互い気にかけているということがわかる関係づくりが重要</li><li>・移住者との関わりをどうつくっていくかが課題</li></ul> <p>○<u>経済的自立・支援が必要</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・暮らしていくためには資金が必要</li></ul>
<p>【落合地区】</p> <p>○<u>安全・安心な暮らしの確保</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・災害時の助け合いがある（大雪のとき、自然発生的に雪かきをしていた）</li><li>・安心して医療が受けられる、気軽に相談できる、権利が守られることが重要</li><li>・移動手段を確保していくことが課題</li></ul> <p>○<u>ふれあいと仲間のいるまち</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・気をつかってくれるのがうれしい</li><li>・健康づくり活動（ゲーム・体操クラブ）が仲間づくりのきっかけ</li><li>・野菜のおすそ分けといったふれあいがあるのがいい</li><li>・「with コロナ」でのつながり・絆を創造していくことが課題</li></ul> <p>○「<u>程々（ほどほど）</u>」のまち</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・人と人とのほどよい距離感・関係性</li><li>・美しい自然と美味しい空気がありながら、交通の便もよく東京に近いまち</li></ul> <p>○<u>若者の参加・リーダーの育成</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・若い人の地域活動への参加や活動をけん引するリーダーの育成が必要</li></ul>
<p>【富士見地区】</p> <p>○<u>人と人、世代間のつながりのあるまち</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・美しい自然、山々に加え、人と人とのつながりがあるまち</li><li>・気にかけて、声をかけてくれることの安心感</li><li>・年齢に関係なく仲良くできるのが富士見の良さ</li></ul> <p>○<u>様々な「居場所」「集まる場」がほしい</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・気軽に立ち寄れるような場、おしゃべりできるような場がほしい</li><li>・小さな集まりでも、いろいろな世代や立場の人が話せる場があるといい</li><li>・運動会や祭りは団結力が生まれる</li><li>・場に行くまでの移動手段の確保が課題</li></ul>

### ○次の担い手を育てる

- ・ 取り組みを継続させていくためには、次の担い手を育てていく必要がある
- ・ 強制ではなく、自分事として捉えてもらえることが重要

### ○利便性の高い公共交通が必要

- ・ 駅のエレベーター設置、電車の本数増便等をしてほしい
- ・ 利用者の意見を聞きながら、利便性の高い公共交通を検討する必要がある

### 【本郷地区】

### ○「きずなから生まれる 素敵で温かい富士見町」

- ・ 人とのつながり・絆があればなんとかなる

### ○地域で活躍できるまち

- ・ 助けたいと思っている気持ちを活躍の場につなげる
- ・ 支えることの喜びを実感できるまち
- ・ リタイヤ世代、女性、若手の活躍の場の創出

### ○子育てしやすいまちに向けて

- ・ 支援につながっていない孤立した親を支援につなげる仕組みづくりが必要
- ・ 安心して預けることのできる関係づくりが重要
- ・ 若い人向けの住宅環境を充実させる

### ○「ちょっと」をつなげる

- ・ ちょっとした手伝いをしたいと思っている人、ちょっとしたことを手伝ってほしいと思っている人をつなげるコーディネート機能が小さな単位であるといい
- ・ 支えてほしいことに気づき、つないでくれる人が必要

### 3 アンケート・ワークショップの結果からみえる課題

#### (1) 近所づきあいの希薄化への対応

普段のとなり近所や地域の人との付き合いの程度についてうかがったところ、「顔を合わせればあいさつする」の割合が最も高く、前回調査からも増加する一方、助け合ったり、頼みごとができる付き合いをしている人の割合が減少しています。また、一人暮らし高齢者の約2割が「ほとんど付き合いはない」と回答しており、地域での孤立化が懸念されます。さらに、5年前と比べて近所づきあいが「良くなった」とする人より「悪くなった」とする人の割合が若干ですが高くなっているほか、日頃の生活で困ったことについて、誰かに頼んだり相談する相手として「近所の人」を選択した人の割合が減少しています。

住んでいる地域が『住みよい』と感じている人ほど、付き合いの程度が深い傾向がみられ、近所づきあいが良くなったと評価する人の割合が高くなっています。また、近所付き合いに対する考え方について、「あいさつ程度はするが、あまり深く関わりたくない」、「近所付き合いはわずらわしいので、あまりしたくない」とする人は2割程度で、約8割の人は助け合ったり、協力したりすることは当然と回答しており、今より深い近所付き合いを志向している状況がうかがえます。

住みよい地域環境づくりには近所づきあいを深めていくことが重要な要素のひとつであり、地域共生社会の実現には欠かせない取り組みであることから、敢えて地域の中に交流する場を創出し、相互に支え合うことができる関係性を再生していくことが求められます。

#### ■推進すべき取り組み例

- 地域における多様な交流の場と参加しやすい環境づくり
- 一人暮らし高齢者の地域とのつながりの創出

#### (2) “できること”と“してほしいこと”をつなげる仕組みの充実

近所に住む支援が必要な人に手助けできることについて、「雪かき」、「話し相手・相談相手をする」、「ごみ出しを手伝う」、「草むしりや落ち葉の片づけをする」、「ひとり暮らし高齢者の見守りをする」が上位5項目となっています。また、「特にない」や無回答を除くと約7割の人が何かしら手助けできることを選択しています。対して、地域の人にしてもらいたいことについて、「ごみ出しを手伝う」を除いた4項目が、手助けできることの項目と重なっています。

一方、ボランティア活動について、「現在、参加している」人は1割となっています。「現在は参加していないが、条件さえ整えば参加してもよい」人は約4割ですが、前回調査と比べて減少し、「参加するつもりはない」人の割合が増加しています。参加できるための条件として、「自分に合った時間、内容であること」、「定期的でなくても活動できること」、「誰でも簡単にできること」の割合が高くなっており、やりたいときに気軽に活動できる状況が求められています。さらに、参加しない理由についても「仕事や家事が忙し

いから」の割合が最も高く、ボランティア活動自体を否定するものではないことから、仕事や家事の合間にできる活動であれば参加意向を示す可能性も示唆されます。

本町では、ボランティア活動に応じてポイントを付与する「支え合いポイント」制度や、手助けしたい人としてほしい人をつなぐマッチング機能として、社会福祉協議会が実施する「暮らしサポート」を実施していますが、そのさらなる充実を図るとともに、気軽に活動に参加できる形・仕組みを検討していくことが求められています。また、地域活動や環境分野で活動している人が多いことから、入り口として地域活動、環境活動から入り、それらの活動を通じて、関連分野・団体が連携し、福祉活動も含めた幅広い活動につなげていくことも重要です。

■推進すべき取り組み例

- 支援したい人としてほしい人をつなぐマッチング機能のさらなる充実
- ちょっとした時間で簡易な活動ができるボランティアの仕組み
- 関係団体同士の連携や協働による活動の促進

### (3) 災害時の避難行動支援体制の強化と平時からの準備の促進

災害時に備えて取り組んでいることとして、「食料や避難グッズの備蓄・用意」や「避難場所・経路の確認」が上位に来ていますが、いずれも5割前後にとどまっています(問18)。また、「災害時の行動等について家族と話す」は3割半ばであり、同居家族に介護を必要とする方や障がいのある方、乳幼児がいる人でも3~5割程度となっています。

災害時に支援が必要な人が「家族にいる」人が約2割、「近所にいる」人が約3割となっており、身近に避難支援が必要な人がいる人が多くなっていますが、若い世代では「わからない」と回答した人が約4割となっています。

災害に対して地域で最も重要なことでは「近所の助け合い」の割合が最も高く、また、災害時に避難支援が必要な人の情報について、「平時から隣近所で共有しておくことが必要である」の割合が最も高くなっていますが、いずれも若い世代の割合は比較的低くなっています。

「自分の命は自分で守る」ためにも、平時からの準備の大切さを啓発していくとともに、災害時に避難行動の支援が必要な人の支援体制を構築していくために、若い世代の理解と協力を得ていくことが重要になっています。

■推進すべき取り組み例

- 平時からの備えに対する啓発
- 避難行動要支援者台帳や地域安心ネットワークへの登録促進
- 災害時避難行動支援に向けた理解・協力の促進

#### (4) 成年後見制度の周知と利用促進

ここ数年の間で詐欺の被害にあったり、騙されそうになった経験について、年代にかかわらず約1割の人が「何回かある」もしくは「1度だけある」と回答しています。

成年後見制度について、「聞いたことがあるが、よく知らない」の割合が最も高く、「聞いたことがない」を合わせると6割強となっています。介護を必要とする方がいる人、障がいのある方がいる人においても、よく知らない、聞いたことがないとする人は6~7割となっています。また、自身が認知症などで判断が十分にできなくなったときの成年後見制度の利用意向についても、4割強の人が「わからない」と回答しており、制度自体の周知を図っていく必要があります。

市民後見人としての活動意向について、1割強の人が「活動したいと思う」もしくは「関心はあるが、自分にできるか不安」と回答しており、一定数の人が活動意向もしくは関心を示しています。一方、成年後見制度を利用したい人に誰に後見人になってもらいたいかうかがったところ、「家族・親せき」が8割以上を占めており、市民後見人はわずかな割合となっていることから、市民後見人に対する理解を促進するとともに、家族・親せきによる後見人への支援体制の充実や法人後見体制の整備を図っていくことも必要です。

##### ■ 推進すべき取り組み例

- 様々な機会・媒体を通じた成年後見制度の周知
- 市民後見人への理解促進・養成と法人後見の体制整備
- 中核機関の設置
- 成年後見制度利用促進基本計画の推進



## 第4章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

---

本町は、豊かで美しい自然と共に暮らし、人のやさしさやあたたかさを感じることができ、そのことが町民のパワーの源となっています。他の多くの地域と同様、少子高齢化が進み、近い将来には65歳以上人口が4割を超えると見込まれていますが、元気な高齢者が活躍し、お互いを気遣い、思いやる地域文化を持っています。首都圏からほど近く、生活利便性も兼ね備えた強みは人々を惹きつけ、近年では都市部からの移住者も増えてきています。

こうした背景のもと、地域共生社会の実現を目指していくためには、これまで培われてきた人と人とのつながりを保ちつつ、さらに様々な立場や考え方、価値観を持つ人たちが交流する中で、お互いを尊重し、違いを認め合いながら、自分らしく安心して暮らすことができる地域社会づくりを進めていく必要があります。

そこで、本計画では、第2期計画で掲げてきた基本理念である「互いに認め合い、互いに支え合う、笑顔あふれるふれあいの町 富士見」を継承し、自分ごととして共感できるまち、多様な主体がそれぞれの役割・機能を発揮しながら支え合うまち、そして笑顔で自分らしく暮らしていくことできるまちを目指します。

**互いに認め合い、互いに支え合う、**

**笑顔あふれるふれあいの町 富士見**

## 2 基本目標と施策体系

---

基本理念を踏まえ、本計画の基本目標として4つの柱を設定するとともに、その実現に向けた施策の体系を以下のとおりとします。

### 基本目標1 福祉のこころと人を育む

お互いを思いやることのできる心を醸成し、相互に助け合う地域づくりを目指すとともに、福祉活動をけん引するリーダーや専門的人材を育成し、多様な主体が「支え手」として活躍する地域づくりを目指します。

#### 1-1 福祉意識の醸成

- (1) 地域福祉の普及・啓発
- (2) 福祉教育の推進

#### 1-2 福祉を担う人材の育成・確保

- (1) ボランティア等の養成
- (2) リーダー・専門的人材の育成

### 基本目標2 人と地域、人と人をつなぐ

誰もが地域社会の中で孤立することなく、様々な交流やつながりを持ちながら暮らしていくことができる地域づくりを目指すとともに、多様な主体が連携し、相互に支え合う地域づくりを目指します。

#### 2-1 交流・つながりの創出

- (1) 住民主体の交流拠点の充実
- (2) 地域における交流機会の充実
- (3) 文化・スポーツ活動、地域活動等への参加促進

#### 2-2 多様な主体による支え合いの促進

- (1) 地域における見守り・支え合い活動の活性化支援
- (2) マッチング機能の充実
- (3) 地域団体等の連携・協働の促進
- (4) 民間企業・事業所等における福祉活動促進

## 基本目標3 健やかで自分らしい生活を支える

誰もが自分らしく、心豊かに暮らしていくことができるよう、心身の健康づくりや介護予防に取り組むとともに、必要な支援を受けながら、生きがいを持ち、自立した生活を送ることができる地域づくりを目指します。

### 3-1 健康づくり・発達支援の充実

- (1) 各種健診・検診の推進
- (2) 主体的な健康づくり・介護予防活動の促進
- (3) 子どもの健やかな成長支援
- (4) こころの健康づくりの推進

### 3-2 相談支援・ケアマネジメントの充実

- (1) 包括的で切れ目のない支援体制の構築・強化
- (2) コーディネート機能の充実
- (3) ケアマネジメントの充実

### 3-3 サービス提供体制の確保と質の向上

- (1) サービス提供基盤の整備・充実
- (2) サービスの質の向上
- (3) 情報提供の充実

### 3-4 生活支援・自立支援の充実

- (1) 福祉サービスの充実
- (2) 在宅介護者の支援の充実
- (3) 就労支援・日中活動の場の充実
- (4) 買い物・移動支援の充実
- (5) 経済的負担の軽減

## 基本目標4 安全・安心な暮らしを守る

地域で安全に安心して暮らしていくことができるよう、支援を必要とする人を地域全体で支え、災害や事故、犯罪等から住民を守るとともに、年齢や性別、障がいの有無、国籍等にかかわらず、全ての人の尊厳と権利を守る地域づくりを目指します。

### 4-1 成年後見制度の利用促進と権利擁護

#### (富士見町成年後見制度利用促進基本計画)

- (1) 地域連携ネットワークの構築
- (2) 中核機関の設置・運営
- (3) 市民後見人等の担い手の育成・支援
- (4) 成年後見制度等の利用促進

### 4-2 虐待防止対策の強化

- (1) 虐待の発生予防
- (2) 虐待の早期発見と適切な対応

### 4-3 生活困窮者対策・子どもの貧困対策の推進

- (1) 生活困窮者自立支援の推進
- (2) 子どもの学習支援と居場所づくり
- (3) ひとり親支援の充実

### 4-4 安全なまちづくりの推進

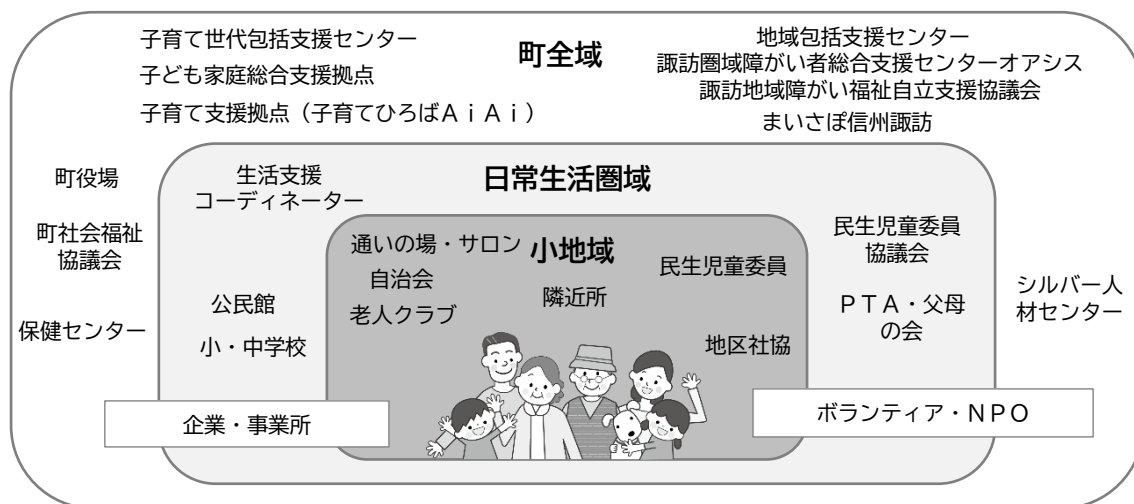
- (1) 防災対策の強化
- (2) 防犯・交通安全対策の推進
- (3) 感染症対策の推進

### 3 計画の推進

#### (1) 地域福祉推進のための圏域設定

本計画における「地域」の範囲として、町全域、日常生活圏域、小地域の3つの圏域に区分し、それぞれの特性を踏まえた地域福祉の推進を図ります。

##### ■圏域のイメージ



圏域	概要
町 全 域	町全体の福祉施策を推進するとともに、日常生活圏域、小地域における主体的な活動を支援し、活動しやすい環境づくりを推進する圏域。
日常生活圏域	主に旧小学校区がある地区単位で、地域活動団体等が主体となり、地域が抱える福祉課題に対応した取り組みを推進する圏域。
小 地 域	自治会や民生児童委員、老人クラブ、近隣住民等により、身近な関わりの中で日常的な見守りや支え合い等を進める圏域。

#### (2) 地域福祉への参加

本計画の基本理念である「互いに認め合い、互いに支え合う、笑顔あふれるふれあいの町 富士見」を達成するためには、私たち一人ひとりが地域のことに関心を持ち、主体的に地域づくりに関わり、担い手となって取り組んでいくことが必要です。

また、本計画における住民の意識づくり、住民・地域の役割については、その実現に向けて継続的な努力と長期的な視点のもとに推進することが重要です。

計画の策定に参加した団体をはじめ、地域で福祉に携わる者同士が連携し、地域福祉の推進に積極的に取り組む必要があります。

### **(3) 地域福祉の推進・調整**

地域福祉を向上させていくためには、本計画の推進・調整の役割を担う行政と富士見町社会福祉協議会は、それぞれの役割を果たすとともに、地域福祉の向上に向けて協働して取り組むことが必要です。

#### **■町（行政）**

本計画の推進にあたっては、住民や関係団体等の自主的な取り組みが大切です。

町（行政）では、住民や関係団体等の自主性を尊重しつつ、様々な形で協力するとともに、必要に応じた推進・調整を図っていきます。

また、町（行政）が主体となって取り組むべき施策を推進するにあたっては、庁内の福祉・保健・企画・教育・防災・建設・情報部門など、部門や組織の枠を超え、横断的に施策の検討・調整を行うとともに、住民や関係団体等と協働で地域福祉を推進します。

さらに、円滑な福祉活動、福祉サービスの提供が行えるよう、富士見町社会福祉協議会との連携を強化していきます。

#### **■富士見町社会福祉協議会**

社会福祉協議会は、地域の様々な団体で構成され、従来から地域住民を主体とした住民参加により、福祉のまちづくり活動を推進するとともに、町（行政）からの公的な福祉事業を積極的に受託するなど、公共性の高い民間の非営利組織として活動してきた実績があります。

これらの実績を踏まえ、この計画の推進・調整役の1つとして、住民の福祉ニーズをしっかりと把握することを前提に、住民一人ひとりが地域で安心した生活ができるための実践活動を推進する役割を担います。

### **(4) 計画・取り組みの周知**

本計画は、広報ふじみやホームページに掲載し、広く住民に周知します。

また、計画に基づいて行われる住民主体の福祉活動や団体による地域福祉の取り組みについても、広報ふじみやいきいき社協ふじみを通じて、積極的に紹介していきます。

### **(5) 計画の進捗管理**

本計画の推進にあたり、PDCAサイクルにより、本計画に掲げた施策の進捗状況を定期的に点検・評価するとともに、より効果的な取り組みを推進するため、必要に応じて実施方法等の見直しを行います。

# 第2部

# 基本計画

# 基本目標 1 福祉のこころと人を育む

## 施策 1-1 福祉意識の醸成

### 【現状と課題】

福祉意識の醸成を図っていくためには、福祉に関する知識の普及啓発はもとより、様々な体験や交流を深める活動を通じて、お互いについて知り、違いを理解し、共感する力を養っていく必要があります。ワークショップでは、自分事のように考えることができるような取り組みや、小さな集まりでも継続して話をしていくことが重要であるとの意見が聞かれました。

本町では、広報誌やホームページ等を通じて福祉に関する情報発信や啓発を行うとともに、関係機関・団体との連携・協力を得ながら、各種講座、教室を開催し、福祉意識の醸成に努めてきました。

引き続きこうした取り組みを推進し、相互に理解を深めるための幅広い機会の拡充を図るとともに、地域の中で様々な世代の人たちが地域について話す機会を創出していく必要があります。

### 【施策の方向】

様々な媒体や機会を活用しながら、地域の状況を知り、関心を持ち、違いを認め合い、困りごとに気づくことができ、自分ごととして捉えることのできる福祉意識の醸成を図ります。

### (1) 地域福祉の普及・啓発

広報誌やホームページ、SNSや各種イベントなど様々な媒体・機会を活用し、地域福祉に関する啓発記事や各種情報、各主体の取り組み状況等を発信し、町民や地域、事業所等への地域福祉への関心を喚起し、普及啓発を図ります。

#### ■主な取り組み

分野	取り組み	推進主体
共通	広報誌・ホームページへの記事の掲載	町・町社協
	★SNS等を活用した普及啓発	町・町社協
子育て	マタニティマークの普及	町
障がい	「障がい者週間」に合わせた啓発活動 「ヘルプカード」の普及啓発	町

★は指標を設定している取り組み



## (2) 福祉教育の推進

地域や学校等において、福祉関連団体・施設等と連携し、各種講座や様々な体験等を通じて福祉に関する知識の普及や福祉の心の醸成を図るとともに、日常生活における支え合い、助け合いの実践を促します。

### ■主な取り組み

分野	取り組み	推進主体
共通	公民館活動を通じ交流・つながりによる福祉教育	町公民館
	★子どもから大人まで、気軽に参加できるボランティア活動を通じた福祉教育 サマーチャレンジャー事業・福祉体験教室など	町社協
	★学校・福祉関係者との連携による福祉教育	町社協
	★地域や職場など様々な場面や機会において、多様な人や暮らしの理解につながる福祉教育	町社協

★は指標を設定している取り組み

### 【町民・地域の取り組み・役割】

- 自分の住む地域や近隣の人に関心を持ちます。
- 地域福祉に関する記事や地域での取り組み等に関心を持ちます。
- 福祉に関する講座等に積極的に参加します。
- 地域活動等において、福祉に関する体験・学習機会を設けます。
- 各種講座や研修、体験等で得たことを家族等に話したり、実践します。

### 【施策に対する主な指標】

#### ○SNS等の強みを活用した情報発信・啓発

項目	現状	実施計画	担当
「めるふじ」メール配信	配信登録 208 名	登録者の拡大	町社協
SNS活用による新たな広報	取り組み無し	実施方法の検討	町・町社協

#### ○子どもから大人まで、気軽に参加できるボランティア活動を通じた福祉教育

項目	現状	実施計画	担当
サマーチャレンジャー事業	夏季実施	継続	町社協
福祉体験教室	依頼時	継続	町社協

#### ○学校・福祉関係者との連携による福祉教育

項目	現状	実施計画	担当
社会福祉協力校指定事業	町内小中高校指定	継続	町社協

#### ○地域や職場など様々な場面や機会において、多様な人や暮らしの理解につながる福祉教育

項目	現状	実施計画	担当
地域支えあいマップ	依頼時実施	全地区更新	町・町社協
福祉住民懇談会・福祉体験教室	依頼時実施	継続	町・町社協
認知症サポーター養成	依頼時実施	継続	町社協

## 施策 1-2 福祉を担う人材の育成・確保

### 【現状と課題】

人口減少、少子高齢化が進み、将来には高齢化率が 40%を超えることが見込まれており、地域福祉を支える人材不足が懸念されています。元気な高齢者を含め、地域活動を担う人材を育成・確保していく必要があります。

アンケート調査結果からは、ボランティア活動への参加意向が低下しているものの、地域での助け合いの重要性は感じており、家庭や仕事など様々な事情で参加できていない状況がうかがえます。ボランティアに参加するハードルをちょっと下げること、一歩踏み出すためのきっかけづくりを図っていく必要があります。また、ワークショップでは、特に若いリーダーの育成が必要との意見が聞かれました。

本町では、サマーチャレンジ事業や福祉体験教室等を通じてボランティア体験の機会の創出を図るとともに、リーダーバンクや地域元気リーダー養成講座、認知症サポーター養成講座等により、活動をけん引し、担っていく人材の育成に努めています。多くの方が参加し、福祉に対する理解が進む一方、新規の登録者・受講者が減少してきており、今後は、幅広い町民の参加を促進するとともに、登録者・受講者へのフォローや地域で活躍できる場を創出していくことが課題となっています。

### 【施策の方向】

地域福祉活動の活性化を図るため、地域福祉活動の担い手となるボランティアやリーダーとなる人材の育成を行うとともに、様々な場面で活躍できる地域づくりに取り組みます。また、関係機関と連携し、福祉の現場を支える専門的人材の養成・確保に努めます。

### (1) ボランティア等の養成・活動の充実

地域福祉の担い手となるボランティア等を養成し、また、将来、福祉に携わる人材を育成するための各種講座・教室等を開催するとともに、必要な相談・助言や資質向上のための研修の実施、活動状況やボランティア保険などの情報提供を行い、安心して活動できる環境づくりを推進します。

#### ■主な取り組み

分野	取り組み	推進主体
共通	★活動を担う新たな人材の育成	町社協
	★活動のコーディネートや登録者・活動者のフォロー ボランティアセンター・ボランティアコーディネーター	町社協
	★幅広い町民の参加による活動の促進・充実 サマーチャレンジ事業・福祉体験教室	町社協
	★身近な地域、気軽にできる活動の創出	地区社協 町社協
障がい	手話ボランティア育成	町社協

★は指標を設定している取り組み

## (2) リーダー・専門的人材の育成

地域福祉活動をけん引するリーダー的役割を担う人材を育成するための講座・研修等を開催するとともに、受講者等が実際に地域で活躍する場を創出する仕組みの構築を図ります。また、県や関係機関等と連携しながら、介護職員や医療従事者、各分野の専門職などの専門的人材の育成・確保に努めます。

### ■主な取り組み

分野	取り組み	推進主体
共通	★地域で活動をけん引するリーダーの養成 リーダーバンクの活用・地域元気リーダー養成講座	町・町社協
	専門的人材の確保	町・町内事業者
	★新たな介護人材の養成 介護職員初任者研修・生活援助従事者研修	町社協
子育て	子どもの教育・指導に関わる人材の育成	町
高齢者	認知症の方を支える人材の育成 認知症サポーターステップアップ講座・認知症キャラバンメイト連絡会	町・町社協

★は指標を設定している取り組み

### 【町民・地域の取り組み・役割】

- ボランティア活動に関心を持ち、できる範囲で参加します。
- 自らが持つ経験や知識、技能等を地域福祉活動に活かす取り組みに協力します。
- 地域活動団体は、活動の中にボランティア活動や福祉活動等を取り入れます。
- 施設・事業所は、福祉人材の育成に向けた取り組みに協力します。

### 【施策に対する主な指標】

#### ○活動を担う新たな人材の育成

項目	現状	実施計画	担当
ボランティア（おたすけ）登録	847名（R1年度）	充実	町社協
ボランティア研修	年1回実施	継続	町社協
認知症サポーター養成（再掲）	依頼時実施	継続	町・町社協

#### ○活動のコーディネートや登録者・活動者のフォロー

項目	現状	実施計画	担当
ボランティアセンター設置 ボランティアコーディネーターの配置	常設 コーディネーター配置	継続・内容充実	町社協

#### ○幅広い町民の参加による活動の促進・充実

項目	現状	実施計画	担当
サマーチャレんじ事業（再掲）	夏季実施	継続	町社協
福祉体験教室（再掲）	依頼時実施	継続	町社協

○身近な地域や気軽にできる活動の創出

項 目	現状	実施計画	担当
地区社協	20 地区社協	活動支援継続	町社協

○地域で活動をけん引するリーダーの育成

項 目	現状	実施計画	担当
地域元気リーダー養成講座	123 名修了	継続	町社協
元気リーダーフォローアップ研修	13 名修了	継続・内容検討	町社協

○新たな介護人材の養成

項 目	現状	実施計画	担当
介護職員初任者研修	年 1 回	継続	町社協
生活援助従事者研修	年 1 回	継続	町社協

## 基本目標2 人と地域、人と人をつなぐ

### 施策2-1 交流・つながりの創出

#### 【現状と課題】

本町の強み、良さとして、野菜などのおすそ分けを通して人と人のつながりが生まれること、ほどよい距離感を保ちつつ、お互いを思いやり、気遣う人が多いことが挙げられます。ワークショップでも、そうしたことがまちの自慢であり、そういう場面でうれしく感じるとの声が多く聞かれました。

一方、アンケート調査からは、近隣関係がより希薄化している状況がうかがえます。特に若い世代でその傾向が強いほか、一人暮らしの人や移住してきて間もない人では、ほとんど付き合いがないという人も2割弱となっています。また、区・集落組合に加入していない人もみられます。

本町では、保育園や学校、高齢者施設等を拠点として、様々な交流機会の創出を図るとともに、町民が主体となって活動するグループの組織化や活動の支援等を行っていますが、参加者が固定しがちであったり、地区によって活動状況に差がみられるなどの課題もみられます。

人と人とのつながりを大切にする雰囲気を保ちつつ、幅広い人たちが気軽に参加できる機会の充実や、サロン活動・グループ活動等の活動支援を図るとともに、孤立しがちな人を地域社会とつなげていくきっかけづくりに取り組んでいく必要があります。

#### 【施策の方向】

誰もが地域との関わり・つながりを持ち、孤立することのない地域づくりを推進するため、一人ひとりの状況や意向に応じて、気軽に参加できるような多様な交流活動・機会の充実を図ります。また、自分らしく過ごせる居場所、ふと立ち寄ることができる居場所づくりを進めます。

#### (1) 住民主体の交流拠点・活動の充実

住民が主体となって、地域住民や当事者、移住者などが集まり、楽しく過ごすことのできる場づくりに取り組んでいる団体・グループ等に対し、活動拠点や活動資金、運営にかかるノウハウの提供等の支援を行います。

##### ■主な取り組み

分野	取り組み	推進主体
共通	地区の活動の活性化	区・町
	★孤立を防ぐ、居場所の充実・拡大 地区サロン・みんなのえんがわ	町・町社協
	町民主体の自主グループや団体への活動支援	町社協
	★拠点となる町内施設の効果的な活用 入浴サロンひとつふる・清泉荘交流広場など	町・町社協 町内事業者

分野	取り組み	推進主体
子育て	地域子育て支援拠点事業	町

★は指標を設定している取り組み

## (2) 地域における多様な交流機会の充実

子育て家庭同士や障がいのある人と地域住民、高齢者同士や世代間交流など、より多くの方が顔見知りになり、地域と関わりを持つことができる場や機会の充実と参加促進を図ります。

### ■主な取り組み

分野	取り組み	推進主体
共通	★世代や属性を超えた新たな交流の場、居場所づくり	町・町社協
子育て	園庭開放事業	町・保育園
	未就園児交流事業	町・保育園
障がい	副学籍による交流・共同学習	町・小中学校
	統合保育の実施	町・保育園
高齢者	認知症当事者・家族・町民の交流機会 認知症カフェ・本人ミーティング	町社協

★は指標を設定している取り組み

## (3) 文化・スポーツ活動、地域活動等への参加促進

年齢や障がいの有無等にかかわらず、興味や意欲、体力等にに応じて気軽に参加できる文化・スポーツ活動、地域活動等の充実を図り、参加を通じた交流機会の創出につなげます。また、移住してきて間もない人も参加しやすい環境づくりに取り組みます。

### ■主な取り組み

分野	取り組み	推進主体
共通	誰もがスポーツ・芸術・地区活動に参加できる体制整備・促進 文化祭・スポーツ大会・公民館講座・各種教室・地域スポーツクラブ・自治会・町内会への加入促進	町・公民館・地域スポーツクラブ・自治会
子育て	集落子ども会の活動支援、スポーツ少年団の育成、青少年健全育成事業の推進	町
障がい	長野県障がい者文化芸術祭への出品、障がい者スポーツ大会への参加	県・町

## 【町民・地域の取り組み・役割】

- 地域の状況や困りごと等について、いろいろな場面で話し合います。
- 地域にある資源を活用しながら、住民で集まる機会を増やします。
- 地域のグループ活動、通いの場などの自主的な活動や自治会、子ども会、高齢者クラブ等の地域活動等に積極的に参加します。
- 隣近所や知り合い、友だちに、地域活動等への参加を呼びかけます。

## 【施策に対する主な指標】

### ○孤立を防ぐ、居場所の充実・拡大

項目	現状	実施計画	担当
地区サロン	29 か所開催	継続・充実	町社協
みんなのえんがわ	31 か所開催	継続・充実	町社協

### ○町民主体の自主グループや団体への活動支援

項目	現状	実施計画	担当
ボランティア（おたすけ）登録（再掲）	847 名（R1 年度）	充実	町社協

### ○拠点となる施設の効果的な活用

項目	現状	実施計画	担当
入浴サロンひとつぶろ	毎週金曜日実施	継続	町社協
清泉荘交流広場	月 2 回	継続	町社協
町内施設・事業所の開放	適時活用	試行・充実	各施設

### ○世代や属性を超えた新たな交流の場、居場所づくり

項目	現状	実施計画	担当
居場所の創出	1 か所試行運用 （中学校前）	充実	町社協

## 施策 2-2 多様な主体による支え合いの促進

### 【現状と課題】

地域共生社会の実現に向けて、多様な主体がそれぞれの機能・強みを発揮しながら、地域ぐるみで支え合う体制づくりが重要です。

アンケート調査の結果をみると、約8割の人が地域で助け合ったり、協力し合うことは重要であると認識しています。また、雪かきや話し相手、草むしりや落ち葉の片づけなど、手助けできることとしてほしいことの内容が一致していることもわかりました。ワークショップでは、ちょっとしたことを頼んだり、手助けできたりする地域づくりが重要との意見や、誰かの役に立っていること、感謝されることが元気の源になっているとの意見が聞かれました。

本町では、町民相互に支え合う仕組みとして、ファミリーサポートセンター事業や暮らしサポート事業を実施するとともに、活動のきっかけづくりとして、支えあいポイント制度を創設しており、徐々に活動の輪が広がってきています。また、地域団体の活動を活性化するための支援や民間事業所と連携した地域課題の解決に向けた取り組みなど、多様な主体による支え合い活動を促進しています。

今後は、こうした仕組みのより一層の活用を図り、地域における支え合い活動への幅広い参加を促進していくことが必要です。併せて、役に立ちたいと思う気持ちを行動に移すことができ、様々な場面で「ちょっとしたお手伝い」ができる地域づくりを進めていくことが重要です。

### 【施策の方向】

地域における福祉課題を地域全体で共有しながら、「支える側」と「支えられる側」の関係を超えて、多様な主体がそれぞれ役割を持ち、支え合うことのできる地域社会づくりを推進します。

### (1) 地域における見守り・支え合い活動の活性化支援

おすそ分け文化のある本町の特徴を活かしつつ、孤立しがちな一人暮らし高齢者も含め、地域全体がご近所のことを気かけたり、子どもを共に育てるなど、ボランティア等を通じて支え合う活動の活性化を図ります。

#### ■主な取り組み

分野	取り組み	推進主体
共通	★多くの町民が参加できる多様な支え合いの体制構築 支えあいポイント制度・福祉団体助成・ボランティア登録など	町・町社協
	★身近な地域課題を自ら解決する仕組みづくり 地区社協・小地域福祉活動推進	町社協
子育て	子育ての多様なニーズに合わせた支援体制の充実 ファミリーサポートセンター事業	町



分野	取り組み	推進主体
高齢者等	認知症SOSネットワーク事業	町・町社協・警察・消防

★は指標を設定している取り組み

## (2) マッチング機能の充実

支援してほしい人と支援できる人をつなげる仕組みとして、暮らしサポート事業やファミリーサポートセンター事業のさらなる充実を図ります。ちょっとした時間で簡易な活動ができるボランティアの仕組みを構築することで、相互支援の活動の活性化を図ります。

### ■主な取り組み

分野	取り組み	推進主体
共通	★気軽に頼める、手助けができるコーディネート体制の充実 暮らしサポート事業・ボランティアセンター	町社協
子育て	不定期の預かりサービスの充実 ファミリーサポートセンター事業（再掲）等	町

★は指標を設定している取り組み

## (3) 地域団体等の連携・協働の促進

福祉をはじめ様々な分野で活動する地域団体や活動者同士が連携し、情報共有したり、協働による活動を推進し、地域活動の幅を広げていくことで、多様な支え合い活動の裾野の拡大を図ります。

### ■主な取り組み

分野	取り組み	推進主体
共通	★様々な分野で活動する団体の連携体制の整備 民生児童委員協議会・ボランティアセンター・地区社協	町・町社協・民生児童委員

★は指標を設定している取り組み

## (4) 民間企業・事業所等における福祉活動促進

地域の企業・事業所や個人商店等と連携し、地域課題を共有しながら、一人暮らし高齢者の見守りや買い物・移動支援、子育て支援、配食サービスなど、地域活動の解決につながるような事業を展開していく環境づくりを推進します。

### ■主な取り組み

分野	取り組み	推進主体
共通	★地域での見守り体制への協力など福祉活動への参加促進	民間事業所・商工会
子育て	子育て家庭の日常生活支援 「WEラブ赤ちゃんプロジェクト」の推進等	町・商工会

分野	取り組み	推進主体
障がい 高齢者	日常生活支援の充実 お弁当、食材等の宅配の促進・しらかば宅配の周知・移動販売・出張販売の促進	町・民間事業所

★は指標を設定している取り組み

### 【町民・地域の取り組み・役割】

<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ ボランティア活動に関心を持ち、情報を集め、できる範囲で参加します。</li> <li>➤ 自分ができることについて考え、地域にある課題に気づき、地域住民自らの実践により解決にあたります。</li> <li>➤ 地域で活動する団体は、活動内容の周知に努め、幅広い町民の参加を促します。</li> <li>➤ 団体同士が情報交換したり、連携して取り組む機会を増やします。</li> </ul>
---

### 【施策に対する主な指標】

#### ○多くの町民が参加者できる多様な支えあいの仕組み

項目	現状	実施計画	担当
支えあいポイント制度	実施（普及・啓発）	継続	町
福祉団体助成・	9 団体助成	維持	町社協
ボランティア（おたすけ）登録（再掲）	847 名（R1 年度）	充実	町社協

#### ○身近な地域課題の自ら解決する仕組み

項目	現状	実施計画	担当
地区社協・小地域福祉活動	20 地区社協	継続	町社協

#### ○気軽に頼める、手助けできるコーディネート体制の充実

項目	現状	実施計画	担当
暮らしサポート	159 回実施（R1 年度）	継続・充実	町社協
ボランティアセンター（再掲）	常設	継続・充実	町社協

#### ○様々な分野で活動する団体・個人の連携体制の整備

項目	現状	実施計画	担当
民生児童委員協議会	月1 回定例会による情報連携 日々の情報共有	継続	町
ボランティアセンター（再掲）	常設	継続・充実	町社協
相談支援包括化全体会議	不定期	継続・充実	町社協

#### ○地域での見守りへの協力など福祉活動への参加

項目	現状	実施計画	担当
ボランティア登録（再掲）	847 名（R1 年度）	充実	町社協
認知症 SOS ネットワーク登録	随時登録	充実	町社協

## 基本目標3 健やかで自分らしい生活を支える

### 施策3-1 健康づくり・発達支援の充実

#### 【現状と課題】

誰もが地域の中で自分らしく、いきいきと暮らし、また、地域ぐるみの支え合いを推進していくためには、心身の健康づくりが重要です。

アンケート調査の結果をみても、6割以上の方が自分や家族の健康について悩みや不安を感じており、また、ボランティアに参加しない理由として、3割半ばの方が健康に自信がないことを挙げています。ワークショップにおいても、健康や笑顔、元気であることがパワーの源になっているとの意見が多く聞かれました。

本町では、ライフステージに応じた各種保健事業を実施し、疾病の早期発見・早期治療や町民の主体的な健康づくり活動・介護予防活動の促進を図っています。令和2(2020)年6月から「健康増進プロジェクト」を開始し、健康アプリや健康ポイントを健康づくりのきっかけとして活用しています。また、様々な機会を通じて障がいの早期発見に努めるとともに、必要に応じて専門的な支援につなげています。

今後は、健康増進プロジェクトや介護予防事業の効果検証、各分野の専門職等との連携強化を図り、より効果的な事業推進につなげていく必要があります。

#### 【施策の方向】

心身ともに健康でいきいきと暮らしていくことができるよう、健康について関心を持ち、主体的な健康づくりの実践を促進します。また、子どもの健やかな成長を支えるとともに、保護者の悩みや不安に寄り添います。

#### (1) 各種健診・検診の推進

自らの健康状態を把握し、健康づくりへの動機づけと疾病の早期発見・早期治療につなげることができるよう、各種健診・がん検診の実施及び受診勧奨を図るとともに、結果を踏まえた相談・指導等を行います。

##### ■主な取り組み

分野	取り組み	推進主体
共通	★地域活動・ボランティア活動への参加機会の確保による健康づくり	町・町社協
	健康づくりへの意識向上のための周知と、健診等の実施と実施体制の充実と受診勧奨 健康診査・各種がん検診・保健指導・健康増進プロジェクト	町
子育て障がい	産婦健診、乳児健診・幼児健診等の実施	町
	乳幼児相談・のびのびひろばの実施	町

★は指標を設定している取り組み

## (2) 主体的な健康づくり・介護予防活動の促進

各種保健事業やイベントなど様々な機会を通じて、一人ひとりの健康づくりに対する意識醸成を図ります。また、健康ポイント、健康アプリ等の活用促進を図りながら、運動の習慣づけや食生活の改善など、町民や地域が主体となって活動する健康づくり・介護予防活動を促進します。

### ■主な取り組み

分野	取り組み	推進主体
共通	健康ふじみ 21 の推進 健康教室・健康相談の実施・健康増進プロジェクト	町
高齢者	介護予防活動の実施 おたっしや広場・脳と体の健康教室	地域包括支援センター 町社協

## (3) 子どもの健やかな成長支援

子どもの成長過程に合わせた指導や育児相談を行うとともに、保護者の悩みや不安の軽減に努めます。また、発達が気になる子どもに対し、発達を促す教室やことばの学習機会の提供、集団生活での適応力を高めるための支援等につなげます。

### ■主な取り組み

分野	取り組み	推進主体
子育て障がい	安心して出産できる環境の整備 プレママクラブ、パパママ教室	町
	家庭の子育て力の強化 乳幼児家庭教育学級・ベビーマッサージ教室・のびのびひろば、母子通園施設すくすく広場	町 保育園
	育児不安の軽減のための相談体制の充実 乳幼児相談、5歳児すこやか相談、年長児保育園等なんでも相談、ことばの教室	町
	地域と子育て家庭のつながり強化 子育て世代包括支援センター事業・地域子育て支援拠点事業・ファーストブック	町・民生児童委員

## (4) こころの健康づくりの推進

睡眠や休養、ストレス解消など、こころの健康を保つための取り組みやうつ病に関する正しい知識の普及啓発を図ります。また、抱えている課題や不安に寄り添い、それぞれの状況に応じたこころのケアや相談支援を行います。

### ■主な取り組み

分野	取り組み	推進主体
共通	こころや身体健康相談	町

### 【町民・地域の取り組み・役割】

- 健康に関心を持ち、定期的に健康診査・検診を受診します。
- 自分の健康状態を知り、運動習慣づけや食生活の改善等に取り組みます。
- 地域で行っている健康に関する教室や健康づくり活動に積極的に参加します。
- 地域で活動している団体は、活動に健康づくりを取り入れたり、幅広い町民の参加を呼びかけます。

### 【施策に対する主な指標】

#### ○地域活動・ボランティア活動への参加機会の確保による健康づくり

項目	現状	実施計画	担当
ボランティア・福祉体験	年1回	維持	町社協
地区サロン（再掲）	29か所	継続・充実	町社協
ボランティア登録（再掲）	847名（R1年度）	充実	町社協

## 施策3-2 相談支援・ケアマネジメントの充実

### 【現状と課題】

複雑化、複合化している課題に寄り添い、きめ細かな支援につなげていくためには、様々な分野の関係機関、専門職が連携し、情報共有を図りながら、包括的な支援体制の強化を図っていくことが必要です。

本町では、町役場や町社会福祉協議会などの各相談窓口のほか、「地域包括支援センター」において高齢者の総合的な相談支援を行い、障がいのある人の相談支援体制として「諏訪圏域障がい者総合支援センターオアシス」を活用しています。また、令和2(2020)年度からは、妊娠期から子育て期にかけて切れ目のない相談支援を行う「子育て世代包括支援センター」及び「子ども家庭総合支援拠点」を開設しています。

今後は、こうした各分野における相談支援体制の充実・強化を図るとともに、制度の狭間にいる課題を抱えた人を把握し、継続的に支援していくためにも、インフォーマルな支援も含め、地域資源を最大限活用し、あるいは新たな資源開発に努めながら、一人ひとりの課題に応じたきめ細かな支援・サービスにつなげていくことができる体制の構築を図っていく必要があります。

### 【施策の方向】

本人・世帯の属性にかかわらず一人ひとりが抱える不安や悩みを受け止め、寄り添い、複雑化・複合化する課題や既存の制度等では対応できない狭間のニーズにも対応できるよう、関係機関及び多職種による連携強化を図りつつ、包括的で切れ目のない支援体制の構築・強化を図るとともに、地域資源を最大限活用しながら、状況に応じたきめ細かな支援につなげます。

### (1) 包括的で切れ目のない支援体制の構築・強化

子育て世代包括支援センターや諏訪圏域障がい者総合支援センター、地域包括支援センターなど、各分野における相談支援体制の充実を図るとともに、分野や年齢の壁を越えた包括的で切れ目のない重層的支援体制の構築・強化を図ります。

#### ■主な取り組み

分野	取り組み	推進主体
共通	★誰もが気軽に相談できる総合的窓口の充実 まるまる相談・心配ごと相談・重層的支援体制整備事業	町・町社協
	★暮らしや生活に継続して寄り添う伴走型の相談体制の充実 包括的支援体制構築（相談支援）	町・町社協
	★制度の狭間をつくらぬ相談窓口の連携	町・町社協
	★身近な相談窓口、地域の見守りによる相談機能の充実 民生児童委員による自宅訪問など	町・ 民生児童委員

分野	取り組み	推進主体
子育て	子育て世代包括支援センター事業	町
	子ども家庭総合支援拠点事業	町
	地域連携、保・小・中連携の促進	町
障がい	諏訪圏域障がい者総合支援センターオアシス 基幹相談支援センターの機能強化	町・障がい者総合支援センターオアシス
	諏訪地域障がい福祉自立支援協議会	諏訪圏域・町 事業所
	児童発達支援センター体制強化	諏訪圏域・町 事業所
高齢者	地域包括支援センター運営事業	地域包括支援センター
	在宅医療・介護連携事業	地域包括支援センター

★は指標を設定している取り組み

## (2) コーディネート機能の充実

地域における支援ニーズを把握し、既存の地域資源の活用や新たな資源の掘り起こし、連携ネットワークの構築等により、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援につなげコーディネートする機能の充実を図ります。また、介護、障がい、子ども、困窮に対して、包括的で切れ目ない支援を一体的に実施する体制・仕組みしくみを検討します。

### ■主な取り組み

分野	取り組み	推進主体
共通	相談支援包括化推進員の配置によるコーディネートの充実	町・町社協
子育て	地域子育て支援拠点事業	町
障がい	諏訪圏域障がい者総合支援センターオアシス 諏訪地域障がい福祉自立支援協議会	町・諏訪圏域 福祉事業所
高齢者	生活支援協議体の設置・運営	町・町社協
	生活支援コーディネーター配置	町・町社協
	認知症サポーター活動促進・地域づくり推進	町・町社協

## (3) ケアマネジメントの充実

一人ひとりの状況に応じて必要な支援・サービスを適切に利用できるよう、自立支援に資するケアマネジメントの充実を図るとともに、ケアマネジャー等に対する相談・指導や支援困難事例等への対応を行います。

### ■主な取り組み

分野	取り組み	推進主体
子育て	利用者支援事業	町
障がい	計画相談支援・障害児相談支援	町・事業所
高齢者	居宅介護支援・介護予防支援	町・事業所
	包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	地域包括支援センター

## 【町民・地域の取り組み・役割】

- 困りごとを抱えていたり、知り合いや隣近所に困りごとを抱えている人がいたら、信頼できる人や相談窓口にご相談します。
- 福祉サービスや相談窓口について、ホームページやガイドブックで情報収集します。

## 【施策に対する主な指標】

### ○誰もが気軽に相談できる総合的窓口の充実

項目	現状	実施計画	担当
まるまる相談	常設	継続・充実	町社協
心配ごと相談	毎月	継続	町社協
重層的支援体制整備事業	—	取り組み開始	町・町社協・相談機関

### ○暮らしや生活に継続して寄り添う伴走型の相談体制の充実

項目	現状	実施計画	担当
相談支援包括化推進員の配置	まるまる相談室へ配置	体制の継続 内容充実	町・町社協
個別担当者(まるまる相談推進)会議	随時	継続・充実	町社協
伴走支援調整会議	毎月1回	継続・充実	町社協

### ○制度のつく間を作らない関係する相談窓口の連携

項目	現状	実施計画	担当
まるまる相談(再掲)	常設	継続・充実	町社協
個別担当者(まるまる相談推進)会議(再掲)	随時	継続・充実	町社協
相談支援包括化全体会議(再掲)	不定期	継続・充実	町社協

### ○身近な相談窓口やアウトリーチによる相談機能の充実

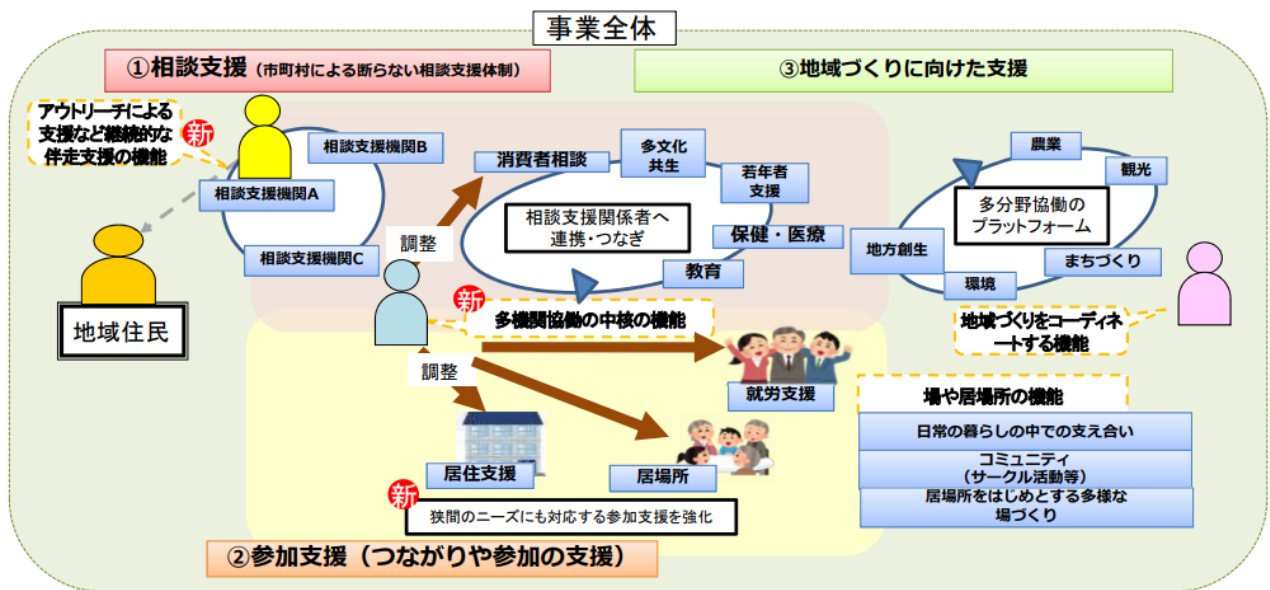
項目	現状	実施計画	担当
民生児童委員による自宅訪問など	実施	継続	町
まるまる相談(再掲)	常設	継続・充実	町社協
支えあいマップ要援護者登録者訪問	実施	継続・充実	町社協



## ■重層的支援体制について

地域住民が抱える課題が複雑化・複合化する中、従来の属性別の支援体制では対応が困難な状況が課題となっているため、市町村が包括的な支援体制を円滑に構築できるような仕組みとして「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

既存の相談支援等の取り組みを活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、①相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を実施することとしています。



## 施策3-3 サービス提供体制の確保と質の向上

### 【現状と課題】

町内には公立保育園が5か所設置されています。また、医療機関と連携し病児病後児保育を実施するなど、比較的多様な保育サービスの提供が図られています。共働き家庭の増加に伴い、3歳未満児及び小学校入学後の保育ニーズが増大してきており、ニーズに応じた提供体制を確保していく必要があります。

高齢者福祉及び障がい者福祉では、諏訪広域連合及び諏訪地域障がい福祉自立支援協議会が主体となってサービス基盤の整備と質の向上に取り組んでいます。今後、団塊の世代が後期高齢者になるなど介護ニーズの拡大が見込まれることから、提供体制を確保していく必要があります。

アンケート調査の結果では、サービス利用に関し、不便や不満を感じたことがない人の割合が5割以上と高く、サービス内容や利用量に対する不満を持つ人の割合が低くなっていますが、申込先がわからない、情報が入手しにくい、何度も手続きが必要等の回答がそれぞれ1割強と一定数みられました。

引き続き、ニーズに応じた質の高いサービス提供に努めるとともに、サービスを適切に選択し、利用できるために、必要な情報を必要な人に届ける情報提供の充実を図っていく必要があります。

### 【施策の方向】

必要な支援・サービスを適切かつ安心して利用することができるよう、ニーズに応じたサービス提供基盤を確保するとともに、サービスの質の向上を促進します

#### (1) サービス提供基盤の整備・充実

多様化するニーズへの対応や介護ニーズの拡大への対応、きめ細かな障がい福祉サービスの充実に向けて、関係機関及び近隣市町村等と連携しながら各分野におけるニーズの把握に努めつつ、必要なサービス提供基盤を確保できるよう努めます。

##### ■主な取り組み

分野	取り組み	推進主体
共通	総合相談窓口の整備・充実	町・保育園
子育て	多様な保育サービスの充実	町・保育園
	放課後児童クラブ	町
障がい	諏訪地域障がい福祉自立支援協議会（再掲）	町・諏訪圏域
	介護給付・訓練等給付等、地域生活支援事業	町・事業所
高齢者	介護保険運営協議会	町・諏訪広域連合
	予防給付・介護給付・地域支援事業	町・地域包括支援センター・町社協・事業所

## (2) サービスの質の向上

障がい福祉サービス及び介護保険サービスについては、県や諏訪圏域における協議会等と連携しながら、従事者に対する研修会の実施や苦情等に対する指導等を行います。保育園については、「保育園における自己評価ガイドライン」に基づき、保育士の質の向上に取り組めます。

### ■主な取り組み

分野	取り組み	推進主体
共通	第三者によるサービスの評価・改善 長野県福祉サービス第三者評価の受審	町・事業所
子育て	「保育園における自己評価ガイドライン」の活用	町・保育園
障がい	諏訪地域障がい福祉自立支援協議会（再掲）	町・自立支援協議会
高齢者	介護保険運営協議会（再掲）	町・諏訪広域連合

## (3) 情報提供の充実

必要なサービスの利用促進及び利用者が選択するための情報を提供するため、広報誌やホームページ、SNSやガイドブック等を活用し、各種制度やサービス、相談窓口等の周知を図ります。

### ■主な取り組み

分野	取り組み	推進主体
共通	広報誌・ホームページ・SNS等での情報提供	町・町社協
	個々の相談に合わせた相談窓口における情報提供	町・町社協
子育て	「子育て応援BOOK」の発行	町
障がい	「障がい者福祉ガイドブック」の発行	町
	「障がい福祉サービス利用ガイドブック」の活用	町
高齢者	「高齢者お悩み解決本」の発行	地域包括支援センター
	事業所情報冊子の作成・活用	諏訪広域連合・町

### 【町民・地域の取り組み・役割】

- サービス利用者は、事業所等が行っている利用者の意見を聞く機会や外部の相談機関等を活用します。

## 施策3-4 生活支援・自立支援の充実

### 【現状と課題】

地域で自分らしく安心して暮らしていくことができるためには、一人ひとりの状態や状況に応じたきめ細かな支援が必要です。

本町では、介護保険制度や障がい者総合支援法に基づく給付サービス及び生活支援事業に加え、支援の対象外となった人や在宅で介護する家族等に対する町独自の支援を実施しています。また、民間事業所等と連携しながら、買い物環境の整備や移動手段の確保に努めるとともに、就労及び日中活動の場の充実に取り組み、社会参加の促進と自立した生活の支援を図っています。

引き続き、地域における支援ニーズの把握に努め、多様な主体と連携しながら、自立生活を支えるためのサービスの充実を図っていく必要があります。また、サービスによっては、各種制度と内容が重複してくるものや、時代の変化に伴って利用ニーズが少なくなっているものもあることから、各サービスの必要性について整理・検討する必要があります。

### 【施策の方向】

誰もが地域の中で、自分らしく生きがいを持ち、安心して暮らしていくことができるよう、一人ひとりの状況にきめ細かな生活支援サービスや自立に資する支援の充実を図ります。

### (1) 福祉サービスの充実

誰もが地域で安心して自分らしく暮らしていくことができるよう、各種制度のサービスでは補いきれない生活支援や自立支援にかかるサービスを提供します。

#### ■主な取り組み

分野	取り組み	推進主体
共通	インフォーマル・町民参加によるサービスの充実 暮らしサポート事業など	町社協
子育て	ながの子育て家庭優待パスポートの発行	町
障がい	障がい者入浴サービス事業	町
	医療的ケアのある方の短期入所サービス	町
障がい 高齢者	給食サービス事業	町（町社協）
	有償在宅福祉サービス	町社協
	緊急通報装置貸与	町

## (2) 在宅介護者の支援の充実

寝たきりの高齢者等を在宅で介護している家族等の心身の負担軽減を図るための支援を行います。

### ■主な取り組み

分野	取り組み	推進主体
高齢者	在宅介護者リフレッシュ事業	町・町社協
	在宅介護者教室	町社協
	家庭介護用品支給事業	町

## (3) 就労支援・日中活動の場の充実

一人ひとりが持つ能力を最大限発揮しながら働いたり、自分らしく活動することで、経済的自立や生きがいを持った暮らしができるよう、関係機関やサービス提供事業所等と連携し、体力や健康状態、障がいの状態等に応じた就労支援や日中活動の場の充実を図ります。

### ■主な取り組み

分野	取り組み	推進主体
共通	★就労体験や地域活動の場の確保とコーディネート	町・町社協
障がい	地域活動支援センター	町・町社協
	訓練等給付、放課後等デイサービス事業	町
	諏訪地域障がい者総合支援センターとの連携	町
	障がい者就業・生活支援センター、ハローワーク等との連携	町
高齢者	シルバー人材センター活動支援	町

★は指標を設定している取り組み

## (4) 買い物・移動支援の充実

日常生活に不可欠な買い物や移動を支援するため、利便性の高い公共交通や買い物環境の整備に努めるとともに、地域住民や民間事業所等の協力のもと、送迎サービスや移動販売・出張販売等の実施を促進します。

### ■主な取り組み

分野	取り組み	推進主体
共通	誰もが利用できる移動手段の確保 デマンド型交通すざらん号など	商工会
障がい	移動支援事業	町
	重度心身障害者タクシー利用券支給	町
高齢者	福祉輸送サービス	町・町社協
	住民主体の通いの場等の送迎サービス	町・各団体
	移動販売・出張販売の促進	町・事業所

## (5) 経済的負担の軽減

子育てや介護、医療等にかかる経済的負担の軽減を図るため、各種手当・年金や減免・割引制度等の周知や各種補助、給付の充実に努めます。

### ■主な取り組み

分野	取り組み	推進主体
共通	各種手当・年金、減免・割引制度等の周知	町
子育て 障がい	多子世帯子育て支援補助金	町
	福祉医療費給付金	町
障がい	自立支援医療費給付	町

### 【町民・地域の取り組み・役割】

- 自身や家族等を支えるために必要な支援・サービスを積極的に活用します。
- 知り合いや隣近所に支援が必要な人がいたら、支援・サービスについて紹介します。

### 【施策に対する主な指標】

#### ○就労体験や地域活動の場の確保とコーディネート

項目	現状	実施計画	担当
就労体験・活動の場へのコーディネート	自立相談支援事業 (まいサポ相談・町窓口相談)実施	拡大・充実	町・町社協
気軽に通える就労体験の場づくり	地域活動支援センター支援	拡大・充実	町・町社協

## 基本目標 4 安全・安心な暮らしを守る

### 施策 4-1 成年後見制度の利用促進と権利擁護 (富士見町成年後見制度利用促進基本計画)

---

#### ○成年後見制度利用促進基本計画とは

国において、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成 28 年 5 月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」(以下、促進法)が施行され、地方公共団体にも地域の特性に応じて施策に取り組むよう定められました。

促進法第 14 条において、利用の促進に関する目標、施策を定めることが努力義務となっており、本町においては地域福祉計画に盛り込み、本施策を「富士見町成年後見制度利用促進基本計画」(以下、基本計画という)として位置付けます。

地域福祉計画と一体的に連動して取り組み、「高齢者福祉計画」「障害者計画」「障害福祉計画・障害児福祉計画」とその他の関連計画との整合性を図ります。

#### ○計画期間

基本計画の期間は、地域福祉計画の期間とあわせ、令和 3(2021)年度から令和 8(2026)年度までの 6 か年とします。

#### 【現状と課題】

高齢化に伴う認知症高齢者の増加や知的障がい、精神障がいのある人の親亡き後などの課題、また、権利擁護に関する相談や後見人を必要とするケースも増えてきており、認知症、知的障がい・精神障がい等により判断が十分にできない人の権利や財産を地域ぐるみで守っていく体制の強化が求められています。

判断能力が著しく不十分な状態になってから支援が始まることにより、対応に困るケースが多くなっています。能力が不十分になり、困った状態に早く気づき、ご本人の意向を尊重しながら、支援の体制を築いていくことが求められています。

高齢の親と無職独身や障がいがある 50 代の子が同居している世帯の持つ課題(8050 問題)や、独居、高齢者世帯で認知症により判断能力が不十分な状態にある高齢者の相談が増えています。

しかしながら、アンケート調査の結果をみると、成年後見制度の認知度や利用意向は低く、また、制度を利用したい人の 8 割以上が「家族・親せき」に後見人になってもらいたいと回答しています。市民後見人としての活動意向についても、約 8 割の人が「活動したいと思わない」、「わからない」と回答しており、町民の関心の低さがうかがえます。成年後見制度の周知及び利用促進を図るとともに、家族・親せきによる後見人への支援体制の充実を図るなど、権利擁護の仕組みとして定着させていくことが重要です。

本町では、町社会福祉協議会や地域包括支援センターが権利擁護の一次相談窓口として対応しているほか、茅野市社会福祉協議会が設置した茅野市・富士見町・原村成年後見支援センターに事業を委託し、関係市町村及び関係機関からの制度に関する二次相談及

びその調整を行ってきました。また、平成 31（2019）年 4 月より、町社会福祉協議会が単独実施により日常生活自立支援事業を実施し、自立した地域生活を支援しています。令和 3 年度からは、富士見町成年後見支援センターを富士見町社会福祉協議会に設置、事業を委託し、一次相談から伴走して切れ目のない相談体制を構築します。また、後見受任者として、弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門職が、拡大の見込まれる利用ニーズ全てに対応することは難しいことから、広域圏での受任調整の検討、担い手の確保、拡大に向けた取り組みを推進する必要があります。

今後は、多様なアプローチを通じ、表面化しづらい権利擁護支援が必要な人を早期に把握し、司法も含めた様々な分野の関係者・関係機関と連携しながら、一人ひとりに応じた支援の方向性を検討し、継続的な支援ができる体制の強化と連携ネットワークを構築していく必要があります。

## 【施策の方向】

認知症や知的障がい・精神障がいなどにより判断能力が十分でない人であっても、地域で安心して暮らしていただくことができるよう、各分野の関係機関と連携しながら、権利と財産を守り、支えていくための体制の強化と各種制度の利用促進を図ります。

### （1）中核機関の整備と地域連携ネットワークの構築

本町では、令和 3 年 4 月より「富士見町成年後見支援センター」を富士見町社会福祉協議会に設置し、町からの委託事業として富士見町社会福祉協議会が運営し、その仕組みを整えていきます。

また、権利擁護支援の中核を担う機関として、①広報機能、②相談機能・アセスメント・支援検討、③利用促進機能、④後見人支援機能を持つ「中核機関」を整備し運営していきます。中核機関には、町・町社協・地域包括支援センター等による「実務者会議（仮称）」を組織し、「チーム」として、権利擁護の支援方針についての検討専門的支援や本人にふさわしい成年後見制度の利用に向けた連携・専門的支援、モニタリング・バックアップの検討を行い専門的支援等を行います。

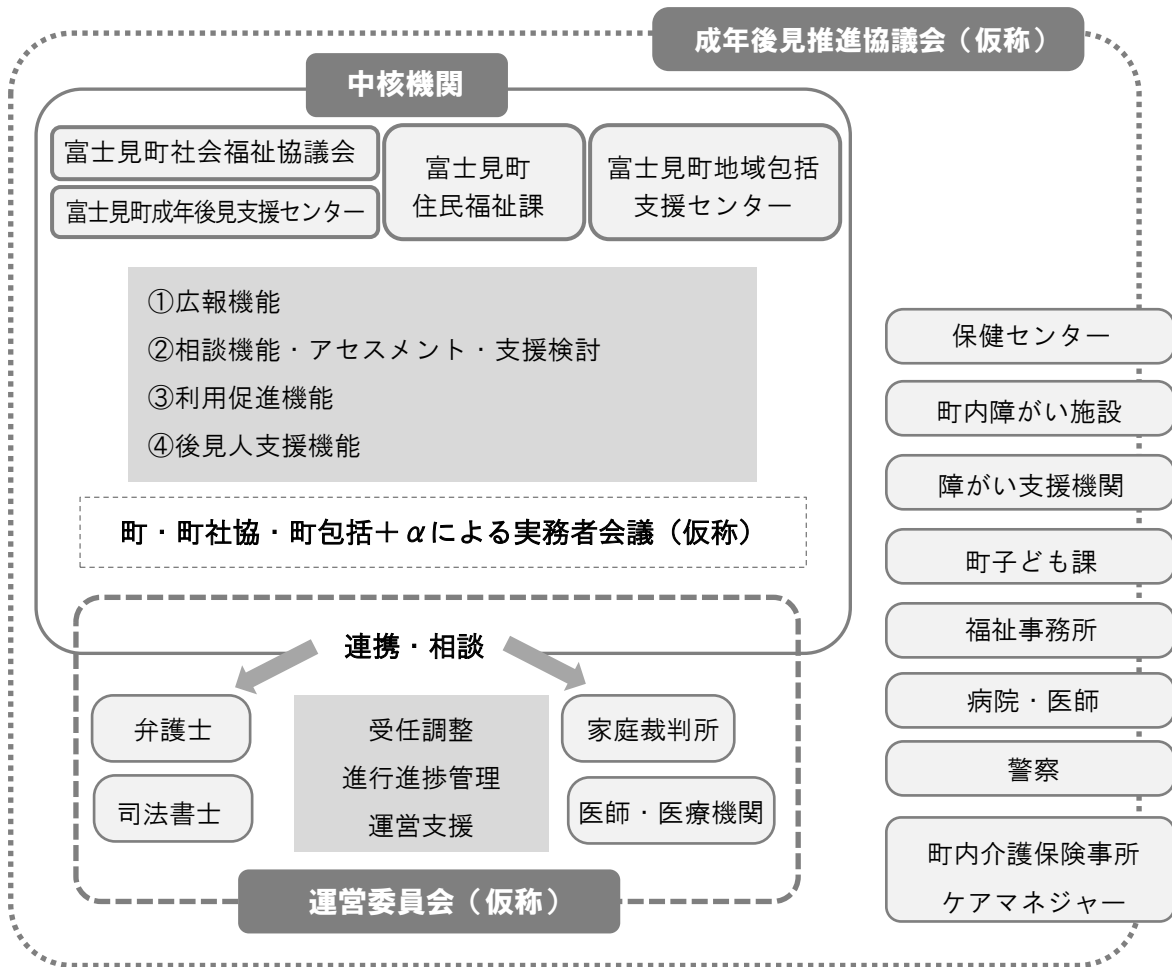
また、弁護士、司法書士、家庭裁判所、医師・医療機関などの専門家の参画による「運営委員会（仮称）」を設置し、受任調整や進行進捗管理、運営支援等を行います。

さらに、町内の保健・医療関係機関、子育て支援、障がい、高齢者の福祉関係機関・事業所、警察等による連携ネットワークとして「成年後見推進協議会（仮称）」を設置し、包括的な権利擁護支援の推進を図ります。

加えて、中核機関の機能として、制度利用促進のために適切な候補者推薦のための検討の場を広域で担うよう協議をしており、諏訪地域で、行政と後見センターが補完し合って機能を発揮できるよう広域単位での役割についても協議検討を進めていきます。



【地域連携ネットワーク及び中核機関のイメージ】



■主な取り組み

分野	取り組み	推進主体
障がい 高齢者	★中核機関の設置・運営と地域連携ネットワークの構築	町・町社協
	権利擁護支援の必要な人の発見・支援	
	早期の段階からの相談・対応体制の整備	
	意思決定支援・身上保護を重視した支援体制の構築	

★は指標を設定している取り組み

(2) 市民後見人等の担い手の育成・支援

市民後見人を養成する講座の開催及び県等が開催する講座への参加促進を図るとともに、町内で活動している後見人に対する相談支援を行います。また、町社会福祉協議会が法人後見を受任する体制を整備します。さらに、親族後見人の孤立や、不正に至らないよう防止する方法を検討します。

### ■主な取り組み

分野	取り組み	推進主体
障がい 高齢者	市民後見人養成講座の受講促進	町 成年後見支援センター
	後見人に対する相談支援	町 成年後見支援センター
	町社協による法人後見の実施	町社協

### (3) 成年後見制度等の利用促進

判断能力が十分でない人でも、財産や権利を守り、安心して地域生活を送ることができるよう、各分野の関係機関と連携しながら、成年後見制度や日常生活自立支援等の利用促進を図ります。

身寄りがいない人等で成年後見制度の申立てが必要な人について、町長申立てを行うとともに、低所得者に対し、申立て費用、後見人等への報酬助成を適切に行います。

### ■主な取り組み

分野	取り組み	推進主体
障がい 高齢者	成年後見制度・権利擁護についての周知・広報	町 成年後見支援センター
	成年後見権利擁護相談体制の確保 相談窓口の明確化	町・町社協・ 地域包括支援センター
	金銭管理・福祉サービスの利用の支援 日常生活自立支援事業・金銭管理・財産保全サービスなど	町社協
	成年後見制度利用支援事業	町
	制度に関する機関との連携調整	成年後見支援センター
	後見人支援体制の整備	成年後見支援センター

### 【町民・地域の取り組み・役割】

- 成年後見制度や市民後見人等について関心を持ち、情報収集します。
- 本人や家族が必要な場合は、窓口相談し、制度を活用します。
- 本人が望む暮らしが続けられるよう、地域での見守りを行います。

## 【施策に対する主な指標】

### ○中核機関の整備と地域連携ネットワークの構築

項目	現状	実施計画	担当
中核機関の整備	無	設置・運営	町・町社協
成年後見利用促進の広報周知	無	実施	町・町社協
成年後見制度の申立て支援	無	実施	成年後見支援センター
制度に関する機関との連携調整	実施	充実	成年後見支援センター
市民後見人の養成	無	実施	町・町社協
後見人への支援体制	無	実施・拡大	町・町社協

## 施策 4-2 虐待防止対策の強化

### 【現状と課題】

虐待は基本的人権を著しく侵害するものであり、現在から将来にわたって誰もが地域で自分らしく安心して暮らしていくために虐待を防止していく必要があります。そのためにも、虐待に至る背景を踏まえた取り組みにより、虐待の発生を予防するとともに、虐待を早期に発見し、適切な対応をしていくことが必要です。虐待は閉鎖的な空間で行われ、また、適切な支援を受けることができていないことも多く、孤立しない地域社会づくりが重要です。

本町では、各種保健事業や一時預かり等によるレスパイト等を通じて、子育てや介護にかかる心身の負担軽減を図っています。また、子ども家庭総合支援拠点、障がい者虐待防止センター、地域包括支援センターがそれぞれの分野における虐待防止に向けた相談支援を行っているほか、要保護児童対策地域協議会や諏訪地域障がい者自立支援協議会が中心となり、関係機関の連携・情報共有をしながら、虐待の防止と早期発見・早期対応に努めています。

悩みや不安を一人で抱え込むことのないよう、様々な相談支援の充実や地域とのつながりの創出、支え合い等を通じて虐待の発生予防に努めるとともに、関係者や町民が虐待に気づき、適切に対応できる地域社会の構築を図っていく必要があります。

### 【施策の方向】

介護者や保護者等の心身の負担軽減等を図り、虐待の発生予防に努めるとともに、孤立しない地域づくりを進めながら、虐待の早期発見と迅速かつ適切な対応ができる体制の強化を図ります。併せて、虐待に関する知識の普及や理解促進を図り、関係者や周囲の人が本人や養護者の変化やSOSに気づき、適切な支援につなげることのできる地域づくりに取り組みます。

### (1) 虐待の発生予防

子育て、介護等にかかる負担軽減やレスパイト、子どもの発達や障がい、認知症等に対する知識の普及や理解促進、子育てや介護等に対する不安・悩みに対する相談支援、地域とのつながりや支え合い等に取り組むことにより、養護者による虐待発生の未然防止、再発防止に努めます。

#### ■主な取り組み

分野	取り組み	推進主体
子育て 障がい	産後ケア事業	町
	養育訪問事業	町
	一時預かり事業	町・保育園
	子ども家庭相談支援拠点事業（再掲）	町
	要保護児童対策事業	町

分野	取り組み	推進主体
障がい	障がい者虐待防止センター	町
	諏訪地域障がい福祉自立支援協議会	諏訪圏域・町 事業所
高齢者	在宅介護者リフレッシュ事業（再掲）	町・町社協

## （２）虐待の早期発見と適切な対応

各分野の関係機関が連携、情報共有し、虐待などの問題が心配される家庭等の状況把握や虐待の早期発見、適切な対応に努めます。また、町民や行政職員、民生児童委員、福祉施設職員など、子どもや障がいのある人、高齢者等に関わりのある人の虐待に対する理解を深めつつ、虐待の疑いを見聞きした場合の通報等を促進し、早期対応につなげます。

### ■主な取り組み

分野	取り組み	推進主体
共通	出前講座、施設勉強会の開催による虐待に対する理解促進	町、地域包括支援センター
	虐待防止に関する法律等の周知・啓発	町
子育て障がい	要保護児童対策地域協議会	町

### 【町民・地域の取り組み・役割】

- 隣近所での声かけなどを行います。
- 認知症や障がい、子どもの発達についてや様々な虐待についての理解を深めます。
- 虐待の疑いがある場合は、町役場や児童相談所等に通告・相談します。
- 虐待をしてしまったり、してしまいそうになった場合は、各種相談窓口にご相談します。

## 施策 4-3 生活困窮者対策・子どもの貧困対策の推進

### 【現状と課題】

生活に困窮している人は複合的な課題を抱えていたり、地域社会とのつながりが希薄なケースが多く、自立した生活に向けた包括的な支援とともに地域社会とのつながりを創出するための取り組みが求められます。また、貧困の連鎖を断つためにも、家庭環境にかかわらず、健やかな成長に必要な生活環境や教育機会を確保していく必要があります。

本町では、町社会福祉協議会により、生活や就労に対する総合相談や就労訓練、子どもの学習支援等、生活困窮者自立支援制度に基づく各種事業を実施するとともに、安定的な生活に向けた資金貸付を行っています。

引き続き、複合的な課題に対応できるよう、分野の枠を超えた多様な連携体制を一層強化していくことが必要です。また、貧困問題は見えにくいいため、様々な機会・アプローチを通じて困窮している状況を把握し、本人・世帯の状況に寄り添った包括的で継続的な支援につなげていく必要があります。

### 【施策の方向】

福祉分野をはじめ、保健・医療、就労、法律等の関係機関と連携しながら、生活困窮者の把握に努めるとともに、複合的な課題に対し包括的な支援につなげることのできる体制を構築します。また、困窮の連鎖を断ち、全ての子どもたちが将来に夢や希望を持つことができるための支援の充実を図ります。

### (1) 生活困窮者自立支援の推進

複合的な課題を抱え、経済的に困窮している人を幅広く受け止め、自立に向けた包括的な相談支援を行うとともに、本人の状況に応じた就労支援や生活支援、住居の確保等の支援を行います。

#### ■主な取り組み

分野	取り組み	推進主体
共通	生活全般にわたる相談体制の整備 生活困窮者等相談事業	町社協
	★就労の相談、関係機関との連携による就職支援 まいさぼ出張相談・就職相談・就労訓練事業	町・県社協（町社協）
	★福祉資金の貸付による生活支援 生活福祉資金等貸付事業・生活一時資金貸付	町社協
子育て	子どもの学習・生活支援事業	県（町社協）

★は指標を設定している取り組み

## (2) 子どもの学習支援と居場所づくり

困窮の連鎖を防止する観点から、子どもが家庭の経済的状況や生活環境にかかわらず、学習する意欲を持つことができ、基礎的学力の定着を図るとともに、進学することができるための支援を行います。また、地域の中に、自分らしく安心して過ごすことができ、いわゆる“ナナメの関係”を築くことができる居場所づくりに取り組みます。

### ■主な取り組み

分野	取り組み	推進主体
子育て	子どもの学習・生活支援事業（再掲）	県（町社協）
	フレンドリー教室	町
	子どもの居場所の設置・運営支援	町
	経済的な支援 奨学金・就学援助（再掲）	町

## (3) ひとり親支援の充実

ひとり親家庭の保護者が安定した生活基盤と心身の健康を確保できるための相談支援や生活・就労支援、経済的支援等を行います。

### ■主な取り組み

分野	取り組み	推進主体
子育て	子育て世代包括支援センター	町
	母子・父子家庭等福祉医療費給付金	町
	ひとり親世帯等児童激励金支給	町
	児童扶養手当支給	町

### 【町民・地域の取り組み・役割】

- 生活困窮や子どもの貧困問題に関心を持ち、気にかけます。
- 子どもと関わることの多い団体等は、活動を通じて子どもの変化や家庭の状況の把握に努めます。

### 【施策に対する主な指標】

#### ○就労の相談、関係機関との連携による就職支援

項目	現状	実施計画	担当
まいさぼ出張相談	実施	充実	県社協

#### ○福祉資金の貸付による生活支援

項目	現状	実施計画	担当
生活福祉資金等貸付事業	依頼時対応	継続	町社協
生活一時資金貸付	依頼時対応	継続	町社協

## 施策 4-4 安全なまちづくりの推進

---

### 【現状と課題】

全国各地で地震や台風、集中豪雨、大雪などの自然災害が発生しており、被害を最小限に抑え、地域住民の安全・安心を守るための取り組みが求められています。特に、高齢者や障がい者、乳幼児、妊婦など、災害時に配慮が必要な人を地域ぐるみで守っていく体制づくりが必要です。

アンケート調査の結果をみると、同居家族に介護が必要な人や障がいのある人、乳幼児がいる人でも、「災害時の行動等について家族と話す」人が3~5割程度となっており、いざというときのための日頃からの準備を促していく必要があります。一方、災害時における近所の助け合いが重要であり、そのためにも平時から隣近所の支援が必要な人の情報を把握しておくことが必要と考えている人が多く、こうした町民の意識を強みとした協力体制の構築を推進していく必要があります。

本町では、町社会福祉協議会による「地域支えあいマップ」の作成・更新や災害時避難行動要支援者の登録及び個別支援計画の作成に取り組んでいます。今後も、こうした取り組みの意義や重要性についての理解・協力を得ながら、要支援者の把握と未作成分の作成・更新を進めていく必要があります。

併せて、犯罪や交通事故の被害から守るため、防犯・交通安全意識の醸成を図るとともに、地域ぐるみの見守り活動や被害者に対する相談支援の充実を図っていく必要があります。

さらに、令和2（2020）年から世界的に大流行している新型コロナウイルスの感染拡大防止に向け、特に重症化リスクが高いとされる高齢者及び基礎疾患のある方を守るための対策と一人ひとりの行動変容が必要です。一方で、地域福祉の推進には人と人とのつながりは欠かせないものであり、その両立に向けた創意工夫が求められます。

### 【施策の方向】

災害に強く、犯罪や交通事故のない地域環境づくりを目指し、防災や防犯、交通安全等に対する意識啓発や準備を促進するとともに、地域全体で見守り、支え合う体制づくりを推進します。また、新型コロナウイルス等の感染症拡大を予防しつつ、地域のつながりを維持することのできる取り組みを推進します。

#### （1）防災対策の強化

様々な災害を想定した備えを促進するとともに、災害発生時の避難行動に配慮や支援が必要な人の把握に努め、地域や事業所等の協力を得ながら、安全に避難するための協力体制の構築と安心して過ごせる避難所運営に向けた取り組みを推進します。



### ■主な取り組み

分野	取り組み	推進主体
共通	★防災訓練の実施と参加促進 防災訓練・避難所開設訓練・福祉避難所開設訓練	町
	★災害弱者となる町民の支援 災害時避難行動要支援者個別支援計画の作成 福祉避難所の指定・体制整備	町・各区 町社協
	★災害ボランティアセンターの充実・強化 災害ボランティアコーディネーターの養成	町社協
	★災害に備え身近な地域での日常的なつながりの強化 地域力強化事業（支え合いマップの作成） 地域安心ネットワーク体制整備	町・町社協

★は指標を設定している取り組み

## （２）防犯・交通安全対策の推進

広報や各種教室、講習会等を通じて、防犯、交通安全に対する意識啓発を図るとともに、地域による見守り活動を促進し、犯罪被害や交通事故の防止に努めます。また、本人や家族等が被害に遭った場合の対応についての情報提供や心のケア等を行います。

### ■主な取り組み

分野	取り組み	推進主体
共通	防犯意識・詐欺被害防止の啓発	町・警察・ 防犯協会
	犯罪被害に関する情報提供・相談	町・消費生活支援 センター
	安全・安心を守る町民の活動の支援 青色防犯パトロール隊・地域安心見守り事業・交通安全対策	町・交通安全協会 民間事業所・ 商工会

## （３）感染症対策の推進

新型コロナウイルスやインフルエンザ等の感染予防に向けて、日頃の手洗い・うがいの励行や福祉施設・事業所等における感染防止対策の徹底、予防接種の実施等に加え、新しい生活様式など感染拡大防止に向けた行動変容を促進します。地域における通いの場や交流活動等についても、感染状況や必要な対策等についての情報収集に努めながら、感染防止対策の徹底を促します。

### ■主な取り組み

分野	取り組み	推進主体
共通	予防接種の実施	町
	手洗い・うがい、新しい生活様式の励行	町
	人権への配慮・個人情報保護	町

## 【町民・地域の取り組み・役割】

- 地震や台風、大雪など様々な災害を想定し、被害を最小限に抑えるための準備を行います。
- 災害が発生したときの避難行動について、家族等と一緒に確認します。
- 災害時の避難に心配のある人は、平時からの見守りのため地域安心ネットワークへ登録します。
- 災害時の避難行動に支援が必要な人がいる場合、できる範囲で協力します。
- 交通安全や防犯意識を持ちます。
- 地域の交通安全活動や防犯活動に参加します。
- 防災訓練や交通安全・防犯教室等に積極的に参加します。
- 手洗い、うがいなど、一人ひとりができる感染予防対策を行います。

## 【施策に対する主な指標】

### ○防災訓練の実施と参加促進

項目	現状	実施計画	担当
防災訓練	年1回	継続・充実	町
福祉避難所開設訓練	年1回	継続・充実	町・町社協

### ○災害弱者となる町民の支援

項目	現状	実施計画	担当
災害時避難行動要支援者個別支援計画の作成	実施	充実	町・各区、集落
福祉避難所の指定・体制整備	町指定管理施設	充実	町・各施設

### ○災害ボランティアセンターの充実・強化

項目	現状	実施計画	担当
災害ボランティアコーディネーターの養成	年1回	継続・充実	町社協

### ○災害に備え身近な地域での日常的なつながりの強化

項目	現状	実施計画	担当
地域力強化（支え合いマップの作成） 地域安心ネットワーク体制整備	依頼時更新 安心ネットワーク 登録の推進	区の意向により 更新実施 登録促進・充実	町・町社協

# 資 料 編

# 1 富士見町福祉運営委員会設置要綱

---

平成15年3月20日

訓令第2号

改正 平成16年3月25日訓令第4号

平成24年9月11日訓令第12号

(設置)

第1条 富士見町福祉運営委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、富士見町老人福祉計画及び、富士見町障害者福祉計画に関する調査、研究及び事業計画策定及び、福祉に関する事項について協議を行う。

(組織)

第3条 委員会は、保健、医療及び福祉に係る機関及び団体等並びに町民のうちから町長が委嘱し15名以内をもつて組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とし、再選は妨げない。

2 役職をもつて委嘱された委員は、その役職の在任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員会は、必要に応じて委員以外の関係者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(専門部会)

第7条 調査、研究及び事業実施に必要な資料収集のため、委員会内に専門部会を設置することができる。

2 専門部会の部員は、各種団体及び行政機関の中から委員長が委嘱する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、住民福祉課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年3月25日訓令第4号)

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成24年9月11日訓令第12号)

この要綱は、公布の日から施行する。

## 2 富士見町福祉運営委員会委員名簿

任期／令和2年4月1日～令和4年3月31日

氏名	所属	備考
當銘 利章	富士見町医師会	委員長
名取 祐仁	社会福祉協議会	副委員長
後町 みどり	地域包括支援センター	
田中 みゆき	保健補導員連合会	
岡崎 咲穂	民生児童委員協議会	
小林 茂光	諏訪広域連合介護保険委員会	
樋口 てる子	介護相談員	
武居 美津子	食生活改善推進協議会	
織田 淑子	ボランティア代表	
大島 良彦	福祉施設代表	
名取 あゆみ	子育て支援拠点 NPO 法人たくさんの手	
鈴木 美和子	諏訪圏域障がい者総合支援センターオアシス	

### 3 用語集

用語	説明
<b>あ 行</b>	
インフォーマル	公式ではないもののこと。インフォーマルサービスとは、公的機関や制度に基づくものではない、家族や友人、地域住民、NPO等による援助をいう。
NPO（えぬ・ぴー・おー）	Non Profit Organizationの略で、民間非営利団体と訳される。継続的、自発的に社会貢献活動を行う営利を目的としない団体のことを指し、行政や企業とともにこれからの社会を支えるものとして期待されている。
SNS（えず・えぬ・えす）	Social Networking Serviceの略で、インターネット上で社会的ネットワークを構築可能にするサービスのこと。フェイスブック、ライン、ツイッター、インスタグラムなどがある。
<b>か 行</b>	
ケアマネジャー	介護支援専門員。介護保険制度においてケアマネジメントを実施する有資格者のことで、介護を必要とする人が適切なサービスを利用できるよう、要支援・要介護認定を受けた人やその家族からの相談への対応、介護サービスの給付計画（ケアプラン）の作成、他の介護サービス事業者等の関係機関への連絡・調整を行う。
健康寿命	日常的に介護を必要としないで、自立した生活ができる生存期間のこと。
合計特殊出生率	「15～49歳までの女性の年齢別の出生率を合計したもの」で、一人の女性が一生の間に産む子どもの数の平均に相当する。
<b>さ 行</b>	
災害時避難行動要支援者	高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する人のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人のこと。 富士見町では要介護認定区分要介護3以上の人、身体障がい者手帳1・2級の人、療育手帳A1・A2の人、精神保健福祉手帳1級・2級の人のうち、単身世帯の人をいう。（施設入所者を除く）
社会福祉協議会	社会福祉法に基づく社会福祉法人の一つ。地域住民やボランティア・福祉・保健等の関係者、行政機関の協力を得ながら、ともに考え、実行していく民間の社会福祉団体。

用語	説明
市民後見人	市区町村等が実施する養成研修を受講するなどして成年後見人等として必要な知識を得た一般市民の中から、家庭裁判所が成年後見人等として選任した人のこと。後見人となる親族がないような場合でも、身近な存在として、本人の意思をより丁寧に把握しながら後見等事務を進められる強みがある。
生活困窮者自立支援制度	平成 27 年 4 月から始まった制度で、働きたくても働けない、住む所がないなどの相談に対し、一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、専門の支援員が相談者に寄り添いながら、他の専門機関と連携して、解決に向けた支援を行う。
成年後見制度	認知症等のために判断能力が不十分であると家庭裁判所が認めた場合に、成年後見人等が財産管理等を行い、本人を保護・支援する制度。
<b>た 行</b>	
団塊の世代	戦後の第一次ベビーブーム期(昭和 22 年から昭和 24 年頃)に生まれ、日本の高度成長期とともに育った世代とされる。2025 年には、全ての団塊の世代が 75 歳以上の後期高齢者となり、他の世代と比較してその人口規模が大きいことから、年金や保険、医療費など様々な分野に影響が出るものと考えられている。
団塊ジュニア世代	団塊の世代の子どもの世代で、1971 年から 1974 年に生まれた世代を指す。
地域包括ケアシステム	住み慣れた地域で自立した生活続けることができるよう、医療・介護・住まい・生活支援等が包括的に確保される仕組みのこと。
<b>な 行</b>	
認知症カフェ	認知症の人、家族介護者や友人、地域住民、専門職等が、年齢や所属、地域に関係なく集い交流する場。運営には、認知症地域支援推進員や地域密着型サービス事業所など様々な人や場所が想定される。
認知症高齢者の日常生活自立度	認知症者の介護の度合いをレベルごとに分類したもの。介護保険の認定の際（認定調査の資料・主治医意見書）の書類に使用される。レベルには、「自立・Ⅰ・Ⅱ a・Ⅱ b・Ⅲ a・Ⅲ b・Ⅳ・M」の 8 段階があり、Ⅰに近い方が軽く、Ⅳに近くなるほど重くなる。認知症のないものの場合には「自立」とする。
認知症サポーター	認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者となり自分のできる範囲で活動を行う人のこと。認知症サポーターを養成するための講座の修了者に「オレンジリング」が交付され、認知症を支援する目印として付けてもらう。



用語	説明
<b>は 行</b>	
P D C A (ピー・でいー・しー・えー) サイクル	業務プロセスなどを管理・改善する手法の一つで、Plan(計画)・Do(実行)・Check(評価)・Action(改善)という4段階の活動を繰り返し行なうことで、生産管理や品質管理などの管理業務を継続的に改善・最適化していく手法のこと。
副学籍	特別支援学校(在籍校)で学ぶ障がいのある児童が、居住する地域の小・中学校を「副学籍校」として、副学籍校の学校行事や学習などに参加し、地域でともに学び合い、互いを理解し尊重しながらの育ちを支援する仕組み。
福祉避難所	災害発生時に高齢者・障がい者・妊産婦など特別な配慮を必要とする人を受け入れる二次避難所。市町村が入所型福祉施設などと事前に協定を結ぶケースが多い。
ヘルプカード	障がいのある人などが災害時や日常生活の中で困ったときに、周囲に自己の障がいへの理解や支援を求めるためのもの。特に、聴覚障がいや内部障がい、知的障がいなど、一見、障がいがあるとは分からない人が周囲に支援を求める際に有効。
<b>ま 行</b>	
マタニティマーク	妊婦が交通機関等を利用する際に身につけ、周囲に妊婦であることを示しやすくするもの。また、交通機関、職場、飲食店等が、呼びかけ文を添えてポスターなどとして掲示し、妊産婦にやさしい環境づくりを推進するもの。
民生委員・児童委員 (民生児童委員)	民生委員法に基づき、各市町村に置かれる民間奉仕者。担当地区内の生活に困っている人や、障がいのある人、高齢者、児童などの相談に応じ、適切な助言や、必要な指導を行う。
<b>ら 行</b>	
レスパイト	介護から離れられずにいる家族を、一時的に、一定の期間、障がい児(者)の介護から開放することによって、日頃の心身の疲れを回復させ、ほっと一息つけるようにする援助のこと。
<b>わ 行</b>	
ワークショップ	さまざまな立場の人々が集まって自由に意見を出し合い、互いの考えを尊重しながら、意見や提案をまとめ上げていく場のこと。



# 第3期富士見町地域福祉計画

令和3年度～平成8年度

発行：令和3年3月  
企画・編集：富士見町役場 住民福祉課 社会福祉係  
〒399-0292  
長野県諏訪郡富士見町落合 10777 番地  
TEL：0266-62-9144  
FAX：0266-62-5228